

# 別海町議会会議録

第2号(平成27年3月6日)

## ○議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 議案第23号 | 別海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 3 | 議案第24号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 4 | 議案第26号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 5 | 議案第27号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 6 | 議案第28号 | 別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 7 | 議案第29号 | 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 8 | 議案第30号 | 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 9 | 議案第31号 | 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第32号 | 小林清吉賞基金条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第11 | 議案第33号 | 水沼徳一郎基金条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第12 | 議案第34号 | 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第13 | 議案第35号 | 別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第14 | 議案第36号 | 別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第15 | 議案第37号 | 別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例の制定について  |
| 日程第16 | 議案第38号 | 町有財産の無償譲渡について  |
| 日程第17 | 議案第39号 | 根室北部消防事務組合規約の変更について  |
| 日程第18 | 議案第40号 | 中標津町外2町葬斎組合規約の変更について   |
| 日程第19 | 議案第41号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について   |
| 日程第20 | 議案第42号 | 町道の路線認定及び廃止について  |

日程第 2 1	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 2	同意第 1 号	根室町村等公平委員会委員の選任について
日程第 2 3	同意第 2 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 2 4	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 2 5	報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第 2 6		一 般 質 問
		① 1 2 番 松 原 政 勝 議員
		② 1 番 木 嶋 悦 寛 議員
		③ 1 5 番 中 村 忠 士 議員
		④ 9 番 瀧 川 榮 子 議員

### ○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 2 3 号	別海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 2 4 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 2 6 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 2 7 号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2 8 号	別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 2 9 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 3 0 号	別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 3 1 号	別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 3 2 号	小林清吉賞基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 3 3 号	水沼徳一郎基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 3 4 号	別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 3 5 号	別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 3 6 号	別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 3 7 号	別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 3 8 号	町有財産の無償譲渡について
日程第 1 7	議案第 3 9 号	根室北部消防事務組合理約の変更について

- 日程第18 議案第40号 中標津町外2町葬斎組合規約の変更について  
 日程第19 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
 日程第20 議案第42号 町道の路線認定及び廃止について  
 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
 日程第22 同意第1号 根室町村等公平委員会委員の選任について  
 日程第23 同意第2号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第24 報告第1号 専決処分の報告について  
 日程第25 報告第2号 専決処分の報告について  
 日程第26 一般質問

- ① 12番 松原政勝 議員  
 ② 1番 木嶋悦寛 議員  
 ③ 15番 中村忠士 議員  
 ④ 9番 瀧川榮子 議員

○出席議員（16名）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1番 木嶋悦寛      | 2番 松壽孝雄     |
| 3番 森本一夫      | 4番 今西和雄     |
| 5番 西原浩       | 6番 杳澤昌廣     |
| 7番 小林敏之      | 9番 瀧川榮子     |
| 10番 山田信      | 12番 松原政勝    |
| 13番 戸田博義     | 14番 戸田憲悦    |
| 15番 中村忠士     | 16番 佐藤初雄    |
| 副議長 17番 安田輝男 | 議長 18番 渡邊政吉 |

○欠席議員（1名）

- 8番 安部政博

○出席説明員

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 町長 水沼猛       | 副町長 磯田俊夫      |
| 教育長 真籠毅      | 代表監査委員 志賀正章   |
| 監査委員 田村秀男    | 教育委員長 大塚保男    |
| 総務部長 佐藤次春    | 福祉部長 竹中仁      |
| 産業振興部長 有田博喜  | 建設水道部長 小西健夫   |
| 教育部長 中谷隆弘    | 病院事務長 佐藤一彦    |
| 会計管理者 田保圭乙   | 監査委員事務局長 宮越正人 |
| 農委事務局長 佐々木勉  | 総務部次長 河嶋田鶴枝   |
| 産業振興部次長 佐藤則夫 | 産業振興部次長 山崎茂   |
| 総務課長 佐藤告     | 財政課長 河嶋田鶴枝    |
| 税務課長 中村公一    | 福祉課長 山田一志     |
| 介護支援課長 今野健一  | 特養建設準備室長 竹中仁  |
| 町民課長 三戸俊人    | 老健事務長 阿部美幸    |
| 農政課長 山崎茂     | 水産みどり課長 佐藤則夫  |

商工観光課長 大槻 祐二  
上下水道課長 佐藤 敏

管理課長 小島 実  
学務課長 佐々木 栄典

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤 和哉

主 幹 田畑 直樹

○会議録署名議員

1番 木嶋 悦寛

2番 松壽 孝雄

3番 森本 一夫

---

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は8番安部議員でございます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

1番木嶋議員、2番松壽議員、3番森本議員、以上3名を指名いたします。

---

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

提出されております日程第2 議案第23号から日程第23 同意第2号までの22件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2 議案第23号から日程第23 同意第2号までの22件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第2 議案第23号

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議案第23号別海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 議案第23号別海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案は58ページ、議案資料は12ページとなります。

行政が行う処分に関し国民が不服を申し立てる制度について、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から、時代に即した見直しを実施され、行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、行政手続法の一部を改正する法律のいわゆる行政不服審査法関連3法が平成26年6月に公布されました。

このうち、行政手続法の一部を改正する法律では、処分等の求め及び行政指導の中止等の求めに関する規定の新設など、国民の権利、利益保護の手続を充実する内容の改正が行

われ、平成27年4月1日から施行されます。

本町でも、法の趣旨を踏まえ、法の適用を受けない本町が行う処分等の手続に関して、別海町行政手続条例を制定していますが、本町が行う処分及び行政指導についても今回の改正法で新たに加えられた次の3点を、この条例において規定するための改正を行おうとするものです。

改正の概要ですが、一つ目に、行政指導の方式として、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととしております。

二つ目の行政指導の中止等の求めでは、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと料るときは、当該行政指導をした行政機関に対して、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるとしております。

三つ目の処分等の求めでは、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと料るときは、当該処分又は行政指導する権限を有する行政庁または行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるとされています。

また、今回の行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用法令の一部変更や文言の整理もあわせて行おうとするものです。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の12ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表です。表の右側が改正前、左側が改正後となります。

12ページ下段の第1条第1項、13ページ上段第2条から14ページ中段にかけての第19条は、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用法令条項の修正、文言の整理による改正です。

次に、14ページ中段の第33条第2項は、行政指導の方式を定めたもので、行政指導をする際は、相手方に対して第1号から第3号までの根拠法令、行政指導を行う要件、行政指導を行う理由を示しておかなければならないものとしています。

15ページ上段の第34条の2第1項から第3項までは、行政指導の中止等の求めの処理方式を定めたもので、行政指導の中止等の求めを申し出るときは、同条第2項第5号の当該行政指導の要件に適合しない理由のほか、同項に定める事項を記載した申出書を提出することとなります。

また、16ページ上段の第34条の3第1項から第3項までは、処分等の求めた方式を定めたもので、法令違反の是正のためにされるべき処分又は行政指導をされていないと料るときは、第2項第5号の理由その他第2項各号の内容を記載した申出書を提出することとしております。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

また、次のページ、別海町町税条例第6条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33項第2項」を「第33条第3項」に改めるものでございます。

以上で、議案第23号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第23号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) はい、質疑を終わります。

---

### ◎日程第3 議案第24号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第3 議案第24号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(佐藤 告君) 議案第24号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案は61ページ、議案資料は18ページをお開きください。

本条例の一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行され、教育委員長制度が廃止されることに伴い、教育委員会の委員長及び委員長代理の報酬に関する規定を削除しようとするものです。

また、第3条の報酬の計算では、新たに特別職の職員となったものはその職についての日から報酬を支給すること、特別職の職員が辞職等で職を離れたときはその日まで報酬を支給する規定を設けていますが、日割りで報酬を計算する場合の第3項の規定の文言の整理を行おうとするものです。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は、18ページです。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後となります。

上段の第3条、報酬の計算では、第3項の3行目後半の「相当する額」の次に、「又は」を加えるものです。

次に、中段の別表第1では、教育委員会の区分から「委員長」及び「委員長代理」を削除するものです。

なお、次のページの附則としまして、第1項、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとします。

また、第2項では経過措置として、同法の施行に伴い、現在の教育長が教育委員会の委員としての任期中に限り、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は適用せず、この条例による改正前の条例別表第1の規定は、なおその効力を有するとするものです。

以上で、議案第24号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) 議案第24号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) はい、質疑を終わります

---

### ◎日程第4 議案第26号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第4 議案第26号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 議案第26号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案は64ページ、議案資料は21ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されます。

改正後の法律では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化とともに、地方に対する国の関与の見直し等を図ることを目的としています。

改正の中で、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を設置することとし、教育長は首長が議会の同意を得て、直接任命、罷免すること、任期は3年とすることなどが規定されています。

旧教育長は、一般職として位置づけられていたため、地方公務員法第35条により職務専念義務が課せられていましたが、法律の施行後は、特別職となるため、同法の適用から外れることとなります。

これに対し、新たな教育長の職務専念義務が改正後の法律第11条第5項として追加され、条例により職務専念義務の特例、職務に専念する義務の免除を定めることができるとされました。

本条例の一部改正は、教育長が特別職に位置づけられることにより、これまで一般職として規定されていた教育長の勤務条件等を特別職の勤務条件等へと変更するなど、所要の改定を行おうとするものです。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は21ページです。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後となります。

第5条の勤務時間等では、新しい制度での教育長は特別職となり、地方公務員法の適用がされないため、勤務時間及び休暇等の規定を新たに設けるものです。

第6条の職務に専念する義務の免除では、新しい教育長に職務に専念する義務の免除の規定を設けるものです。

なお、附則としまして、第1項、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとし、2項では経過措置として、同法の施行に伴い、現在の教育長が教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例による改正後の教育長給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例第5条及び第6条の規定は適用せず、この条例による改正前の条例第5条の規定は、なおその効力を有するとするものです。

以上で、議案第26号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第26号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

---

### ◎日程第5 議案第27号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第5 議案第27号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(佐藤 告君) 議案第27号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明します。

議案は66ページ、議案資料は22ページとなります。

昨年8月に人事院から勧告のありました国家公務員の給与改定勧告に伴い、昨年の第4回定例会において、職員の給与を4月にさかのぼって平均0.3%引き上げる改定を行ったほか、勤勉手当の支給月数の引き上げ及び通勤手当の改正を行いました。

昨年の人事院勧告では、このほかに給与制度の総合的見直しとして、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分で各種手当の見直しを行うこととし、その実施時期を本年4月1日とすることもあわせて勧告しています。

一つ目の地域間の給与配分の見直しでは、俸給表の水準を平均2%引き上げることとし、民間賃金の高い地域に支給する地域手当は、支給割合、支給地域等の見直しを行うこととしています。

二つ目は、世代間の給与配分の見直しを行うとし、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳代後半層の職員が多く存在する高位号俸の俸給月額について最大4%引き下げを行うが、昇給機会を確保するために、一定の号俸の創設を行おうとしています。

なお、俸給表の引き下げに際しては、職員の生活への影響を考慮して、3年間は激変緩和の措置を行うことをあわせて勧告しています。

三つ目は、職務や勤務実績に応じた給与配分で各種手当の見直しを行うもので、広域異動手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当及び管理職員特別勤務手当の見直しを行うものです。

今回の条例改正については、これら平成27年4月1日から実施を勧告されている給与制度の総合的見直しの部分について、職員組合の意見も聞きながら、本町の実情に合った給料及び手当の改正を、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改定を行おうとするものです。

それでは、議案の説明をいたします。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。表の右側が改正前、表の左側が改正後となります。

第2条、給料の説明は飛ばしまして、22ページ上段、第7条の3では、管理職員特別勤務手当の改正として、現在、管理職員が臨時又は緊急の必要がある場合において、週休日又は休日に勤務した場合に限って支給しているものを、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合にも支給するものです。

なお、支給額は勤務1回につき6,000円以内とするものです。

次の23ページ上段は、第18条の3、広域異動手当の改正で、現在支給している地域手当を広域異動手当として支給するものです。

この広域異動手当は、広域的な人事異動を伴う職員に対し、移動距離の区分に対して支給する手当で給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に、1号として、異動前の住居と研修派遣後の地方公共団体の距離が300キロメートル以上の場合は100分の10、2号として、60キロメートル以上300キロメートル未満の場合は100分の5を乗じて得た額を広域異動手当として支給するものです。

資料の22ページにお戻りください。

この広域手当を第2条、給料の改正前の地域手当から改正後の広域異動手当に変更するものです。

次に、給料表の改正として、23ページ中段から28ページ下段にかけて、給料表(一)一般行政職、28ページ下段から34ページ中段にかけては、給料表(二)公務補などの技能労務職、34ページ中段から41ページ上段にかけては、給料表(三)保健師、助産師、看護師等、41ページ上段から45ページにかけては、給料表(四)医療技術職の給料表新旧対照表を掲載しております。

それぞれの給料表の給料月額についての説明は省略します。

給料表の改正では、給料表(一)の一般行政職について、給料表の水準を、平均2%引き下げを行うが、1級の全号俸と2級の初めの号俸、初任給にかかわる号俸については引き下げを行わないこととします。

3級以上の級の高位号俸については、50歳代後半層における官民の給与較差を考慮して、最大で4%程度引き下げを行おうとするものです。

また、40歳代から50歳代後半層の職員に対して昇給機会を確保するため、5級及び6級について8号俸の増設を行おうとするものです。

再任用職員の給与についても、同様の引き下げ改定を行おうとするものです。

その他の給料表についても、給料表(一)との均衡を基本とし、引き下げ改定を行おうとするものです。

なお、46ページから附則が記載されていますが、第1項で、この条例は、平成27年4月1日から施行するもののほか、人事院勧告では、給料表の引き下げによる職員の生活への影響を考慮して、3年間は激変緩和の措置、いわゆる現給保障を行うことを勧告していますが、第2項で、改正後の給料月額が本年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合は、差額を支給することとしています。

また、6項では、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間、60キロメートル以上300キロメートル未満の広域異動手当の支給率100分の5を100分の6と読みかえるものとするなどの経過措置を設けることとするものです。

以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) 議案第27号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番(中村忠士君) 2点ちょっとお聞きします。

一部説明あったのですが激変緩和の関係で、もう少し具体的に説明をいただければとい

うふうに思います。

それから2点目ですけれども、これによって町財政から出ていくお金が変わるというか、削減されるということになるのかなというふうに思うのですが、どのぐらいの削減になるのかということ。総体としてですね。

ちょっとお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 中村議員の御質問にお答えします。

激変緩和の措置につきましては、給料表の23ページをお開きいただきます。

改正前の3級の1号俸が22万4,600円。それから改正後の3級の1号俸が22万3,900円となっていますので、この差額に対して現給保障するというものです。そういうことになりますと、削減される金額というのは、発生しないということになります。

以上でよろしいですか。失礼しました。

全体の影響額ということなのですが、影響額は発生しないということになっていますので、仮に現給保障がないという前提での金額の合計はつかんではおりませんが、年齢層でいきますと、25歳ぐらいの職員につきましては、改正前、改正後の本俸には変化がないため、影響額は発生しません。

40歳の主任職では、3級の主任職では年間8万7,000円程度。45歳の主幹職では年間10万8,000円程度。5級の課長職では年間18万8,000円程度が減額されるという見込みとなっていますが、この分を現給保障するというものです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） わかりましたけど、その現給保障というのはずっと続くということになるのでしょうか。

それとも一定期間で終わるとということなのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 中村議員の御質問にお答えします。

人事院勧告では現給保障の期間を3年としています。町では期間3年という定めはしておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

#### ◎日程第6 議案第28号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 議案第28号別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） それでは、議案第28号別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

まず、説明に入ります前に、大変申しわけございませんが、議案資料の記載のほうに誤

りがございますので、最初に訂正させていただきます。

議案資料の48ページをお開き願います。そちらのページ、改正後の第7条ですね。

2行目、ここに第6項の規定により「町長がさせた」と記載されておりますが、これは「町長が入園させた」というふうに「入園」という文字を追加願いたいと思います。

次に、49ページをお開き願います。

同じく改正後、第2項の1行目ですね、1番左の上のほうになりますが、「保育料の額は」の後に支えるという字、「支」と記載されておりますが「法」の誤りですので訂正願います。

それでは、御説明申し上げます。

本条例一部改正は、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴うもので、改正内容は議案資料により御説明申し上げます。

議案資料の47ページの新旧対照表をごらん願います。右側が現行条例。そして、左側が改正案、下線部分が改正しようとするところでございます。

まず、第1条、設置についてですが、児童福祉法が改正されたことに伴い引用する規定を改めるものでございます。

次に、第4条、入園資格ですが、現行では市町村の条例に委任されております保育の実施基準、これにつきましては、新制度では内閣府令で一元的に定められることから当該規定を削除いたしまして、保育園に入園し保育を受けることのできる資格を有する者として、第1号から第4号までの規定を新たに規定するものでございます。

第1号と第2号の規定につきましては、保育を必要とする3歳以上、それから3歳未満児、いわゆる2号認定と3号認定の子供を規定してございます。

第3号と第4号の規定では、児童福祉法第39条第2項の保育を必要とするその他の児童、これを想定してありまして、新制度では地域に特定教育施設がない場合、1号認定の子供の保育園利用を認める特別利用保育、この制度があることから第3号として規定するものです。

次に、第5条、入園手続ですが、新制度では前条第4条の規定によりまして、認定を受けた子供が利用調整後に、入園可能として示された施設と利用契約を結ぶということになりますので、入園の申し込みと承認を受ける手続を規定する内容に改めるものでございます。

また、申し込み及び利用調整の方法につきましては、別に要綱で定めることとしてございます。

次に、48ページから49ページにわたりまして、第7条の保育料ですが、改正前の条例では、この規定で具体的な保育料の金額を規定しておりましたが、昨日、御提案しました議案第20号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、これに新制度における給付を受ける施設の利用者負担額を規定することから、本改正条例では保育料の解釈を法の規定に基づき、国が定める基準額いわゆる公定価格とする旨及びその額を保育料の上限額とする旨を規定する内容に改めるものです。

次に49ページ、第8条ですが、ここでは実際に保護者が納付する利用者負担額及び関連する必要な事項を、別に条例に定める旨を規定しております。

この規定によりまして、改正前の第8条から第10条までの減免規定を含む三つの条文につきましては、議案第20号の別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、これに整備されることから削除するものです。

次に第9条、保育実施の解除ですが、改正前の第11条第1号の規定で第4条を引用しておりましたが、引用条文の改正に伴い、改めて9条に繰り上げ、同様に改正前の第12条を第10条に繰り上げるものです。

以下が50ページから53ページの別表第1から別表第3、これにつきましては先ほど御説明しましたとおり、議案第20号の新規条例に整備されることから全て削除するものです。

53ページ、附則といたしまして、1項で、本条例の施行の日は、新制度の施行に伴う条例の施行日で入園手続や保育料の規定の新設等を規定しているため、整備方法を施行期日というふうにしております。

2項で、入園申し込み及びその承認の手続につきましては、条例の施行日前においても行うことができる旨規定するものです。

附則3項といたしまして、改正前には入園手続が規定されていないことから、本条例の改正時に現に入園している児童は改正後の第5条第1項の承認を受けていないこととなりますが、これを受けたとみなし、規定を定めるものでございます。

附則4項といたしまして、第4条第3号の規定による1号認定こどもが特別利用保育を受ける場合、当分の間、子ども・子育て支援法附則第9条に定める保育料を適用する旨を規定するものでございます。

以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第7 議案第29号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第29号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第29号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本条例の改正につきまして、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部が改正され、所得状況に応じて区分されている保険料率の算定に関する基準が6段階から9段階に細分化されました。

これに伴い、市町村民税本人課税層に当たる第6段階、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる合計所得金額がそれぞれ120万円、190万円及び290万円と定められましたので、新たな基準に基づき本条例の一部を改正するものです。

また、本町では保険料基準月額を平成18年度から平成26年度までの9年間、4,100円に据え置いて、介護保険事業運営をしてまいりました。

しかし、今後の高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加、及びそれに伴う介護給付費の増額が見込まれることから、これからも安定した介護保険事業運営をしていくために、第1号被保険者の介護保険料の見直しが必要になるところであります。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えた中長期的な視点で、平成27年度から平成29年度の第6期保険料基準月額を4,900円に設定しようとするものです。

別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の55ページをお開きください。

条例の新旧対照表です。資料右側が改正前、左側が改正後となります。

介護保険法施行令の改正により、所得状況に応じて区分されている段階ごとの区分が改正前の区分と異なることから、改正後の欄で説明いたします。

第4条、保険料率について、保険料率を採用する期間を「平成27年度から平成29年度」に改め、次に、第1号被保険者の所得状況等の区分に応じた保険料率により各号の金額に改めるものです。

保険料につきましては、国の基準に基づき現行の6段階から9段階に設定しています。

第1号の対象者につきましては、介護保険法施行令に規定するとおり、生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給権を有している方、それから世帯全員が住民税非課税で公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、改正後の保険料は「2万9,400円」となります。

第2号の対象者は、世帯全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、改正後の保険料は「4万4,100円」となります。

次に、第3号の対象者は、世帯全員が住民税非課税で第1号、第2号に該当しない方、改正後の保険料は「4万4,100円」となります。

第4号の対象者は、住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、改正後の保険料は「5万2,900円」となります。

第5号の対象者は、住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で第4号に該当しない方、改正後の保険料は「5万8,800円」となります。

次に、56ページの第6号の対象者ですが、本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円未満の方、または要保護者であって、その者が課される保険料について、この号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる方で、改正後の保険料は「7万500円」となります。

次に、第7号の対象者は、本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方、または要保護者であって、その者が課される保険料について、この号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる方、改正後の保険料は「7万6,400円」となります。

第8号の対象者は、本人が住民税課税者で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方、または要保護者であって、その者が課せられる保険料について、この号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる方、改正後の保険料は「8万8,200円」となります。

57ページをお開きください。

第9号の対象者は、前各号のいずれにも該当しない方で、改正後の保険料は「9万9,900円」となります。

次に、第6条第3項についてですが、賦課日後に要保護者が賦課される保険料につい

て、より負担の低い区分を適用されたならば保護を必要としない状態となる者。

いわゆる境界層措置に該当するに至った際の月割りによる保険料額を算定する場合について、保険料率の段階を改正前の第6号までを第9号までに改めるものです。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

58ページの附則第3条、平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例として、改正後の条例第4条第1項第1号に掲げる所得の少ない被保険者の保険料は、同法の規定にかかわらず、国の保険料軽減強化により2万6,400円とし、また同条第2項として、改正後の条例第4条第1項第2号に掲げる所得の少ない被保険者については、同号の規定にかかわらず、町独自の特別の基準により3万7,000円とするものです。

58ページから59ページにかけてなのですが、附則第4条には介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置として、介護保険法の一部改正に伴う地域支援事業の見直しに関する事項について、第1項に介護予防・日常生活支援総合事業について、第2項に在宅医療介護連携の推進について、第3項に生活支援サービスの体制整備について、第4項に認知症施策の推進について、各事業についての体制整備を図るため、平成27年度から実施することが困難な市町村については条例で定めることとされていることから、それぞれ経過措置を定めるものです。

以上で、別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第8 議案第30号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 議案第30号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第30号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、このたび本条例の一部を改正しようとするものです。

説明は別冊の議案資料で行わせていただきますが、改正内容としては、従業者の員数、管理者、登録定員及び利用定員、記録の整備に関する基準等の改正がほとんどで、サービスごとにほぼ同様の改正がなされております。

このため、議案資料が33ページにもわたることから、本町で行われている小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の二つのサービスを中心として、改正内容について説明いたします。

議案資料の60ページをお開きください。

条例の新旧対照表です。資料右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、具体的サービスの内容の改正について説明する前に、サービス名称の変更について1点説明いたします。

目次の第9章「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に名称を改めます。

こちらは、本町では行われていないサービスですが、サービス名称の変更ということで、特に説明をさせていただきます。

条例本文中の「複合型サービス」については、事業者の管理者等の資格要件の中に、3年以上介護に従事した経験を有する者という条件があり、その介護事業所の項目の中に、これまでの複合型サービスが含まれることから、第83条第3項、第84条、第191条第10項及び第193条にはサービスの名称として残りますが、そのほかにはサービスの制度として全て「看護小規模多機能型居宅介護」に改められます。

次に66ページをお開きください。

下段の82条、従業者の員数等以降が、本町で行われている小規模多機能型居宅介護に関する改正内容になります。

新旧対照表を読み上げましても大変わかりにくいと思われるので、主な改正内容について説明いたします。

第6項の条文を改め、表を加えております。

改正前については、67ページの中段の小規模多機能型居宅介護事業所に併設している第1号から第4号に掲げる、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設について、小規模多機能型居宅介護事業所従業者が兼務することが可能でした。

改正後については、人員に関する基準の一定の条件のもと、67ページの表下段の小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設事業所について、その範囲に現行の併設する施設、事業所に加え、同一敷地内にある施設事業所を追加するとともに、その対象を拡大し兼務可能な施設、事業所の種別に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものです。

次に、67ページ下段から68ページ中段の第7項及び第8項については、さきに説明にいたしましたサービス名称の変更のため、省略させていただきます。

次に、68ページ下段から69ページ上段の第10項の改正につきましては、介護計画を作成する介護支援専門員についても介護職員と同様に、67ページの表の上段が適用されるというものです。

次に、69ページの83条、管理者の改正についてですが、小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が地域支援事業の見直しに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業に移行される訪問型サービス等の職務と兼務することを可能とする。その旨を加えるものです。

次に、70ページの中段、第85条、登録定員及び利用定員の改正については、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を現行の「25人以下」から「29人以下」に改め、あわせて登録定員が26人以上29人以下の事業所について、当該事業所の居間及び食堂

を合計した面積が機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る事業定員を71ページの表のとおり、登録定員に応じて利用定員をふやすことを可能とするものです。

次に、第91条の指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針の改正について、運営推進会議と外部評価はともに第三者による評価という共通の目的を有することを踏まえ、事業者が引き続きみずからその提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で、公表する仕組みとするものです。

第106条、居住機能を担う併設施設への入居については、67ページの82条第6項に加えた表に掲げる施設とするものです。

次に、もう一つのサービスの認知症対応型共同生活介護に関する改正内容について説明いたします。

73ページをお開きください。

第113条、設備に関する基準の改正についてですが、現在町内では9人で1ユニットの二つのユニットによって運営を行っておりますが、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準について、新たに用地を確保することが困難であるなどの事情がある場合については、3ユニットまで差し支えないことを明確化したものです。

認知症対応型共同生活介護に関する改正は以上です。

ほかのサービスに関する改正については、説明を省略させていただきます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

以上、別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、3番森本議員。

○3番（森本一夫君） ちょっと確認したいのですが、今最後のほうでですね、1、2ということで1ユニット2、1、二つということですがけれども、人数的にですね、どういふふうに1ユニットはなっているのか、ちょっともう一度お知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） お答えいたします。

認知症対応型共同生活介護というのは、認知症の方を対象としたグループホームの事を指しておりまして、1ユニット9名ということで、町内では二つのユニット18名ということで運営をしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで10分休憩をいたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### ◎日程第 9 議案第 31 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 9 議案第 31 号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第 31 号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

本条例の改正につきましても、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成 27 年 1 月 16 日に公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、このたび本条例の一部を改正しようとするものです。

説明は別冊の議案資料で行わせていただきます。

改正内容につきましては、事業者の員数、管理者、登録定員及び利用定員に関する基準等の改正になっております。

本条例につきましても、本町で行われている介護予防、小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の二つのサービスについて、改正内容を説明いたします。

議案資料 93 ページをお開きください。

条例の新旧対照表です。資料右側が改正前、左側が改正後になります。

まず、具体的サービス内容の改正について説明する前に、本条例につきましても、先ほどの議案第 30 号の条例の一部改正と同様にサービス名称が変更されています。

本町では行われていないサービスですが、条例本文中の「複合型サービス」については、事業所の管理者等の資格要件の中に、3 年以上介護に従事した経験を有する者という条件があり、その介護事業所の項目の中に、これまでの複合型サービスが含まれていることから、第 45 条第 3 項及び第 46 条についてはサービスの名称として残りますが、そのほかはサービスの制度として全て「看護小規模多機能型居宅介護」に改めています。

次に、96 ページをお開きください。

下段の 44 条、従業者の員数等以降が本町で行われている介護予防小規模多機能型居宅介護に関する改正内容になります。

第 6 項の条文を改め、表を加えています。

改正前については、97 ページ中段の介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設している第 1 号から第 4 号に掲げる指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設について、介護予

防小規模多機能型居宅介護事業所従業者が兼務をすることが可能でした。

改正後については、人員に関する基準の一定の条件のもと、97ページの表の下段、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設事業所について、その範囲に現行の併設施設事業所に加え、同一敷地内にある施設事業所を追加するとともに、その対象を拡大し、兼務可能な施設事業所の種別に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものです。

次に、97ページ下段から98ページ下段の第7項及び第8項については、さきに説明しましたサービス名称の変更のため、省略させていただきます。

99ページをお開きください。

第45条、管理者の改正については、介護予防小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、地域支援事業の見直しに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業に移行される訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とすることを加えているものです。

次に、100ページの第47条、登録定員及び利用定員の改正については、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を「25人以下」から「29人以下」に改め、あわせて登録定員が26人以上29人以下の事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を101ページの表のとおり、登録定員数に応じて利用定員をふやすことを可能とするものです。

第63条については、97ページの第44条第6項に加えた表に掲げる施設とするものです。

次に、102ページ中段の第66条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針の改正について、運営推進会議と外部評価はともに第三者による評価という共通の目的を有することを踏まえ、事業者が引き続きみずからその提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で、公表する仕組みとするものです。

次に、もう一つのサービスの介護予防認知症対応型共同生活介護に関する改正内容について御説明いたします。

同じく102ページの第70条、基本方針の改正については、引用している法令の項の変更です。

103ページ上段の74条、設備に関する基準の改正について、こちらですね、町内では9人で1ユニットの二つのユニットによって運営を行っておりますが、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準について、新たな用地を確保することが困難であるなどの事情がある場合には、3ユニットまで差し支えないことを明確化したものです。

認知症対応型共同生活介護に関する改正は以上です。

こちらですね、ほかのサービスに関する改正については説明を省略させていただきます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

以上、議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番、中村議員。

○15番（中村忠士君） 大筋は理解できたのですけれども、1点ですね。

議案第30号にもかかわるのですけれども、同様ですけれども、基準が緩和されていくという、一言で言えばね、そういう内容であるわけですけれども、現場としては、それは非常にいい場合もあるかなというふうに思うのですけれども、心配されるのは、やはり基準が緩和されていく方向の中で、サービスの低下が起こらないかどうかということが一つの懸念として浮かび上がってくるわけですが、そこらに対する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

まず、ユニット数がですね、1または2から3にまで許容されるということですが、今も、今の施設はツーユニットで運営されておまして、この形態は恐らく変わらないのだろうと。

その敷地の要件であるとか、そういった一定の要件が付されておりますので、今の法改正が別海町にそのまま当てはまるかどうかということもあろうかと思いますが、これは介護保険事業計画に合わせてですね、その各町が必要だと認められるようになった場合、その建設位置、事業者の考え方もあるかと思いますので、そちらとの協議によって、こちらのほうは対応していくことになるのかなと思います。

それともう一つ、サービスの内容が緩和されていくということですが、これまで、一つの施設に併設されていた施設に対して、兼任ができるというふうに限定をされていたのがですね、同一の敷地内の施設にまで、看護師という職種に限定してですね、拡大されたということですので、基本的に介護に当たる介護員等の要件につきましては、大きく緩和されたものではないということで許容できる範囲ではないかなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひですね、サービスの低下は、非常に現場は、私は現場を知っているというふうには言いませんけれども、非常に話を聞くと大変な状況で人員がなかなか確保できない等の変態があって、そういう中で一生懸命やっておられるのだけれども、基準が緩和されてより労働条件、勤務条件が厳しくなったりですね、あるいはサービスの低下が起こるとということが絶対ないようにですね、すべきだと思うのですが、そこら辺のことをもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりですね、介護の現場は大変厳しい状況にあるということにつきましては、町としても理解をしております。

現在、うちの町ではですね、この条例改正に該当するように併設する施設、それから同一敷地内に違う事業を行う施設というものが設置されている場所はございませんけれども、今後ですね、そういった状況が発生する場合も想定されますので、介護に当たる人員の育成等も含めてですね、その辺につきましては慎重に対応してまいりたいというふうに

考えています。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいですか。  
ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

◎日程第10 議案第32号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第32号小林清吉賞基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（山崎 茂君） 議案書の99ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第32号小林清吉賞基金条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

この条例の目的から、畜産総合共進会、産業祭馬事競技大会、馬事競技大会の最高位者へ小林清吉賞を贈呈しております。

しかし、原資である基金から生ずる益金、いわゆるその利息でございますけれども、この範囲で消費するとあり、現実には一般会計予算の補填をもって運用を図っております。

今般、親族の御理解を得ることで基金を取り崩すことを可能とする提案を行うものでございます。

議案の説明につきましては議案資料105ページをお開きいただき、新旧対照表に基づき御説明いたします。

改正前の目的、第1条中下線部分、ここを改正後「別海町内で行う産業祭馬事競技大会等」に改める。

改正前の基金の額、「第2条」を削り、基金の管理、「第3条」を「第2条」とする。

改正前の益金の処理、第4条中下線部分を改正後「一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入し」に改め、同条を「第3条」とし、同条の次に1条加え、改正後、処分、「第4条、基金は、第1条の目的達成のため必要な場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。」

なお、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、議案第32号の御説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

◎日程第11 議案第33号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第11 議案第33号水沼徳一郎基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（山崎 茂君） 議案書100ページをお開きください。

議案第33号水沼徳一郎基金条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

この条例の目的から、農林水産及び商工業に携わる青少年及び女性で、個人または団体が行う調査研究事業に対し奨励金を交付するとして、昭和60年から10団体で活用されてきております。

しかし、原資である基金から生ずる益金、利息の範囲内でのため平成12年度以降の利用はなされておられません。

今般、御親族の御理解を得ることで、基金を取り崩すことを可能とする提案を行うものでございます。

それでは、議案書の説明を議案資料107ページに基づき新旧対照表により御説明いたします。

改正前の設置の目的、第1条中下線部分を削ります。

改正後の基金の額、「第2条」を削り、基金の管理、「第3条」を「第2条」とする。

改正前の益金の処理、第4条中下線部分を、改正後「一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入」に改め、同条を「第3条」とし、同条の次に1条加え、改正後、処分、「第4条、基金は、第1条の目的達成のため必要な場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。」

なお、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第12 議案第34号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第12 議案第34号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第34号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての内容について御説明いたします。

議案書は101ページ、議案資料は109ページとなっております。

まず、条例改正の経緯及び目的でございますが、別海町下水道条例につきましては国土交通省から提供されております、標準下水道条例を基本として制定しております。

この標準下水道条例の一部が改正されましたことから、本町におきましても、下水道の使用開始後において水道水以外の水を排除するなど、使用の態様の変更を把握し適正な使用水量の認定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案の朗読は省略させていただき、議案資料で説明させていただきます。

109ページです。

新旧対照表になっております。右側が改正前、左側が改正後になっております。

条例第17条第1項第2号、第3号及び第2項の下線部分、改正前は「水道水以外の水」となっておりますところを「地下水等水道水以外の水」に改め、文言を精査し統一を図ったものです。

続きまして、条例第17条の次に17条の2、使用の態様の変更の届出「使用者は、水道水による汚水の排除に加え地下水等水道水以外の水を排除することとなったとき、又は地下水等水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない」を加え、変更の届け出を義務づけるものです。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第13 議案第35号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第13 議案第35号別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（佐々木栄典君） それでは、議案第35号別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

議案は102ページ、議案資料は111ページになります。

今回の改正につきましては、平成24年7月に中央教育審議会において公表されました特別支援教育の推進に関する報告の中で、子供の就学先決定の仕組みづくりの見直し提言を受け、学校教育法施行令の一部が改正されましたので関連する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、従来の就学指導委員会が行っておりました就学指導に加えまして、早期から教育相談や支援、就学先決定、さらにその後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、題名を別海町教育支援委員会条例に改めるものであります。

あわせて、充実した相談業務を行うため委員の人数をこれまでの15名以内から25名以内に改正する内容となっております。

それでは、改正部分について別冊の議案資料で説明させていただきます。

資料111ページをお開きください。

別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。左側が改正後、右側が改正前となっております。

初めに、題名について先ほども説明したとおり従来の就学指導に加えまして、早期から教育相談や支援、その後の一貫した支援についても助言を行う観点から、名称を「教育支援委員会」に改めるものあります。

次に、第1条の設置について「学校保健法第5条」から「学校保健安全法第12条」

に、「別海町就学指導委員会」を「別海町教育支援委員会」に改めるものであります。

次に、第2条の組織について委員「15名以内」の組織を充実した相談業務を行うため、「25名以内」に改める内容となっております。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第35号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第14 議案第36号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第14 議案第36号別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（佐々木栄典君） それでは、議案第36号別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案は103ページ、議案資料は112ページになります。

今回の改正につきまして、平成27年4月から市町村を実施主体とする新たな子ども・子育て新制度移行にかかわり、給付費制度導入に伴う保育料等に変更が生じることから、関連する所要の条例を改正するものです。

それでは改正分について、別冊の資料で説明させていただきます。

資料の112ページになります。

別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。改正後で説明します。

第1条の設置では、教育基本法及び学校教育法に新しく「子ども・子育て支援法」を加えるものであります。

第3条の保育料等については、これまで保育料は1人につき月額6,500円、入園料は1人につき3,000円で定めておりましたけれども、改正後においては別に定める条例の中で、保育園同様、利用者負担額で納付することになります。

なお、入園料については、新制度下では所得に応じて市町村が定める利用者負担額の中で賄うことが基本とされているため削除しております。

続いて、第4条、利用者負担額については「関連する必要な事項は、別に定める条例のとおり」としております。

これにより、これまで定めていた減免条項については削除しております。

附則といたしまして、施行期日は、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

経過措置として、この条例の施行日の日の前日までに、別海町立幼稚園において受けた教育に係るこの条例による改正前の別海町立幼稚園設置条例の規定による保育料については、なお従前の例によるものであります。

以上で、議案第36号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。  
質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります

---

◎日程第15 議案第37号から日程第16 議案第38号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第15 議案第37号別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例の制定について、日程第16 議案第38号町有財産の無償譲渡についての2件については関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） では、議案第37号別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例の制定について、並びに議案第38号町有財産の無償譲渡につきましては関連がございますので、一括して内容を説明させていただきます。

議案書の105ページをお開き願います。

別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンターは、昭和52年度、農村施設等総合整備事業によりまして中春別地区を対象とした農業従事者の各種研修並びに健康増進、営農技術、営農意欲の向上を図る目的で町が事業主体となり、施設整備を行いました。

施設の管理につきましては、昭和53年度から平成17年度までは管理委託、平成18年度から無償による指定管理によりまして中春別農業協同組合が行い、地域のコミュニティ形成の中核的施設として重要な役割を果たしてきました。

このような中、平成25年8月中春別農業協同組合から町に対しまして、農業団地センターの施設譲渡の要望がありました。

町といたしましては、建設後36年を経過していることから、根室振興局を通じまして長期利用財産処分について協議を行ってきた結果、今般、内諾を得ましたので設置条例を廃止するとともに、中春別農協へ施設の無償譲渡しようとするものでございます。

それでは、議案書の朗読をもって内容説明にかえさせていただきます。

議案第37号別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例。

別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例（昭和52年別海町条例第45号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成27年3月31日から施行する。

続きまして、議案書の106ページをお開き願います。

議案第38号町有財産の無償譲渡について、次のとおり町有財産を無償で譲渡したので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、譲渡財産。

建物、別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター。

所在、別海町中春別南町3番地の1。

構造、鉄筋コンクリート造 2 階建。  
面積、942.71 平方メートル。（1 階 484.85 平方メートル、2 階 457.86 平方メートル）

2、譲渡の相手方。

野付郡別海町中春別南町 3 番地。

中春別農業協同組合

代表理事組合長 小湊 保。

3、譲渡の理由。

施設の効率的な活用を図るため。

4、譲渡の時期。

平成 27 年 3 月 31 日。

以上で、議案第 37 号並びに 38 号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 37 号及び議案第 38 号の 2 件について内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第 17 議案第 39 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 17 議案第 39 号根室北部消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 議案第 39 号根室北部消防事務組合規約の変更についての内容説明をいたします。

議案は 107 ページ、議案資料は 114 ページをお開きください。

本件は、本町が加入しております根室北部消防事務組合から規約の一部変更について地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議を求められましたので、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

規約の変更内容は、組合長に互選された町長を除く関係町の町長を議員から副組合長に変更する、従来関係町の副町長のうちから選任された副組合長を組合長が互選された関係町の副町長を副組合長とする、組合の議会の議員定数を 20 人から 16 人とするものです。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は 114 ページです。

規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後となります。

上段の第 5 条では組合の議員構成員の中から「関係町長」を除き、組合議会の議員の定数を「20 人」から「16 人」に変更するものです。

第 6 条は組合の議員構成員の中から、関係町の町長を除いたため、条文の文言の整理を行うものです。

第 8 条では、第 5 条で除かれた関係町の町長を副組合長とし、組合長となった関係町の

副町長を組合議会の同意を得て副組合長に選任するとするものです。

115ページの附則で、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものとし、第2項から第4項までの経過措置等の規定を設けています。

以上で、議案第39号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第39号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第18 議案第40号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 議案第40号中標津町外2町葬斎組合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第40号中標津町外2町葬斎組合規約の変更についての内容説明をいたします。

議案は109ページ、議案資料は116ページでございます。

本件は、本町が加入しております中標津町外2町葬斎組合から規約の一部変更について地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

規約の変更内容は、大きく3点ほどで、一つ、組合長に互選された町長除く関係町の町長を議員から副組合長に変更する、組合の議会の議員の定数を15人から12人とし、適用は北海道の許可のあった日以降の関係町の議会の議員の選挙後とする、三つ目として、関係町の副町長のうち組合議決の同意を得た者を事務管理者とするものです。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料の116ページ。

新旧対照表により説明いたします。右側が改正前、左側が改正後で下線の部分が今回改正を行うところでございます。

改正の内容について御説明いたします。

まず、第5条は、議会の組織及び議員の選挙でございます。

第1項、組合議員の議員の定数を「15人」から「12人」に改めるものでございます。

第2項は、組合員の選出について「関係町の長」を除き、関係町の議会議員のうちから選出するよう改めるものでございます。

第6条は、組合員の選出について、関係町の長除くため、条文の整理等を行うものでございます。

第8条は、執行期間の組織及び選任方法についてでございます。

第1項、「組合には組合長、副組合長及び会計管理者各1人を置く。」を「組合には組合長1人、副組合長2人、事務管理者1人及び会計管理者1人を置く。」に改めるものです。

第3項は、副組合長の選任について、「組合長以外の関係町の長をもって充てる」に改めるものでございます。

117ページをお開きください。

改正後の第4号は、「事務管理者は組合長が組合議会の同意を得て、関係町の副町長のうちから選任する。」と新たに加えるものです。

第9条は、改正後の副組合長及び事務管理者の任期について定めるものでございます。

なお、附則としまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものとし、第2項から第4号までの経過措置等の規定を設けております。

以上で、議案第40号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第40号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） はい、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第19 議案第41号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第41号の内容説明をいたします。

議案の111ページをお開きください。

議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときはあらかじめ都道府県知事との協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に周知をしていることを申し添えます。

今回変更するのは、中春別、中西別、大成、本別海及び西春別の五つの辺地です。

112ページから順次御説明いたします。

112ページをお開きください。

まず、中春別辺地総合整備計画です。

中春別辺地の総合整備計画は平成26年度から平成30年度までの5年間、今回は第1次の変更です。

変更内容は、産業農林道施設、富岡南地区基盤整備促進事業ほか1事業のうち、平成27年度で予定している東富岡地区基盤整備促進事業の追加により、事業費1億2,110万円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を2億8,936万2,000円。

財源内訳は、特定財源を1億5,314万円、一般財源を1億3,622万2,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を5,990万円追加して1億3,530万円とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は3億2,736万2,000円となります。

次に、113ページ。

中西別辺地総合整備計画です。

中西別辺地の総合整備計画は平成26年度から平成30年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更内容は、27年度から予定する北中西別地区基盤整備促進事業に係る起債を辺地対策事業債に求めるため、整備計画説明に産業農林道施設を追加し、北中西別地区基盤整備促進事業費1億2,411万円を追加するもので、財源内訳は、特定財源を6,160万円、一般財源を6,251万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を6,240万円追加するものです。

変更後の全施設の事業費合計は8億4,826万8,000円となります。

次に、114ページをお開きください。

大成辺地総合整備計画です。

大成辺地の総合整備計画は平成25年度から平成29年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、27年度から予定する橋梁長寿命化補修事業に係る起債を辺地対策事業債に求めるため、整備計画説明に交通道路を追加し、橋梁長寿命化補修事業費597万2,000円を追加するもので、財源内訳は、特定財源を388万1,000円、一般財源を209万1,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を200万円追加するものです。

変更後の全施設の事業費合計は2億7,926万9,000円となります。

次に、115ページ。

本別海辺地総合整備計画です。

本別海辺地の総合整備計画は平成25年度から平成29年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は、こちらも平成27年度から予定する橋梁長寿命化補修事業に係る起債を辺地対策事業債に求めるため、整備計画説明に交通道路を追加し、橋梁長寿命化補修事業費を374万3,000円追加するもので、財源内訳は、特定財源を243万2,000円、一般財源を131万1,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を120万円追加するものです。

変更後の全施設の事業費合計は7億4,170万3,000円となります。

次に、116ページをお開きください。

西春別辺地総合整備計画です。

西春別辺地の総合整備計画は平成24年度から平成28年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、交通道路施設について橋梁長寿命化補修事業費の追加、また、平成27年度から予定する西春別スケートリンク整備事業に係る起債を辺地対策事業債に求めるため、整備計画説明に観光レク施設を追加し、それぞれ事業費を増額するものです。

まず、交通道路施設が橋梁長寿命化補修事業で671万5,000円を追加するもので、変更後の交通施設の事業費を2億3,781万5,000円。

財源内訳は、特定財源を1億6,213万4,000円、一般財源を7,568万1,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を230万円追加して、7,340万円とするものです。

次に、観光レク施設は、西春別スケートリンク整備事業で1億1,271万8,000円追加し、財源内訳は全額一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億1,210万円追加するものです。

変更後の全施設の事業費合計は7億7,772万9,000円となります。

以上で、議案第41号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

---

午後 0時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎日程第20 議案第42号

○議長（渡邊政吉君） まず初めに、日程第20 議案第42号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小島 実君） 議案第42号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

議案の117ページと議案資料118ページをお開きください。

町道の路線認定及び廃止についてですが、認定する路線につきましては議案の118ページから120ページ、議案資料では119ページから121ページとなっております。

一部町道が通行不能のため一旦廃止し、変更認定する1路線と特定防衛施設周辺整備事業及び臨時町道整備事業の実施に伴い整理統合し、変更認定する2路線、並びに道事業による改良舗装工事実施に伴い新規認定する14路線の、合わせて17路線の認定でございます。

また、廃止する路線につきましては議案の121ページ、議案資料では122ページとなっておりますが、一部町道が通行不能のため整理する1路線と事業実施に伴い変更認定するため一旦廃止する2路線、全線通行不能な町道1路線の、合わせて4路線でございます。

認定する路線につきましては道路法第8条第2項の規定により、廃止する路線につきましては同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

町道の路線認定及び路線廃止に係る概要につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の118ページをお開きください。

既に認定している認定路線数は695路線で、総延長は1,193キロ299.23メートルとなっておりますが、平成25年度及び平成26年度の道路改良工事等に伴う区域

変更により7.65メートル、延長増となっております。

今回の認定分は17路線で3,651.88メートル、廃止分は4路線で4,158.08メートルです。

これにより、認定町道は708路線、総延長は1,192キロ800.68メートルとなり、498.55メートルの減となります。

なお、町道の認定及び廃止する路線の詳細を議案資料119ページから122ページ、位置図を123ページから140ページに記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、議案第42号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第21 諮問第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第21 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員の候補者として次の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

別海町では現在菅原日出男さん、保田千恵子さん、藤原優子さん、池田實さん、山藤史江さんの5名の方々に人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございますが、このたび藤原優子さんが平成27年3月31日をもって3年間の任期が満了となります。

つきましては、引き続き藤原優子さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、人権擁護委員の委嘱発令日が1月1日または7月1日となったため、平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年間でございますが、人権擁護委員法第9条において任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うと定められておまして、7月1日以降も引き続き人権擁護委員として職務を行っていただきます。

このたび任期満了となる藤原優子さんにおかれましては、平成21年4月1日に選任され、現在2期目で御活躍をいただいているところでございますが、主な経歴につきまして若干申し上げたいと思います。

藤原さんは中春別東町148番地にお住まいで、昭和30年8月21日生まれの満59歳でございます。

北海道立中標津高等学校卒業された後、根釧パイロットファーム中春別農業協同組合に2年間勤務をされ、昭和62年から北海道生乳検定協会、今の酪農検定検査協会に現在も

勤務をされております。

公職関係の経歴といたしましては、平成6年から平成10年まで別海町町政モニターを2期、平成16年から平成18年まで別海町行財政改革町民会議員、平成19年から平成21年まで中春別町内会女性部長などを歴任されたほか、平成19年から町立中春別中学校の評議員として現在も活躍をされております。

藤原さんは地域の人望も厚く、人格、識見ともに立派な方でありまして、引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第22 同意第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第22 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町で公平委員会を共同で設置をいたしておりまして、現在、中標津町の池田一昭さん、標津町の渡辺好之さん、羅臼町の寺澤哲也さんの3名の方が委員となっております。

委員の選任につきましては、関係4町で協議をして選出することにしておりまして、このたび、標津町の渡辺好之さんが本年3月31日をもって任期満了となることから、再度、根室町村等公平委員会委員として選任をいたしたく、関係4町の議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては平成27年4月1日から平成31年3月31日の4年間でございます。

渡辺さんは標津郡標津町北2条東1丁目1番11号にお住まいで、昭和18年11月8日生まれの71歳でございます。

主な経歴を申し上げますと、昭和41年3月に北海道学芸大学釧路分校卒業後、当時の別海村立上風連中学校教諭として勤務をされ、その後も根室管内の各学校での勤務を経て平成2年に根室市立光洋中学校教頭、平成6年には中標津町立俣落中学校の校長を、また、平成9年には中標津町立広陵中学校の校長を歴任をされ、平成10年11月から平成18年10月まで根室市教育委員会の教育長として御活躍された方でございます。

人格、識見ともにすぐれた方でございますので、ぜひ御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第であります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第23 同意第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第23 同意第2号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第2号の別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

現在尾岱沼のやすだ安信さん、別海の木村健吾さん、西春別駅前の武田隆さんの3名の方に固定資産評価審査委員会委員をお願いをいたしているところでございます。

このたび、武田隆さんから本年3月31日限りで勇退いたしたいとの申し出がございました。

西春別駅前の丸山哲郎さんを新たに固定資産評価審査委員会委員として選任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、残任期間の平成27年4月1日から平成28年9月30日までの1年6カ月間でございます。

丸山さんの経歴につきまして、申し上げますと思います。

丸山さんは西春別駅前曙町6番地の105にお住まいで、昭和34年12月25日生まれの満55歳でございます。

昭和57年3月に拓殖大学を卒業して、民間会社に勤務をされ、昭和60年3月に当時の西春別農業協同組合に就職をされました。

現在は道東あさひ農業協同組合西春別支所、金融共済課長として勤務をされております。

丸山さんにつきましては、地域の人望も厚く、人格、識見ともすぐれた方でございますので、議会の皆さんの同意を賜りたく、よろしく願いをいたす次第であります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） ちょっと耳が悪いのかどうかわかりませんが、町長ちょっと最初に申し上げた尾岱沼のですね、島田と私認識しているのですけれども、やすだと聞こえたのですけれども、島田の間違いではないでしょうか。

島田と私認識しておりましたが、やすだと聞こえたものですから、その点ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

まことに申しわけありませんでした。私の読み間違いでございます。  
尾岱沼の島田安信さんでございます。

誠に申し訳ございません。心からお詫び申し上げますと思います。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

#### ◎日程第24 報告第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第24 報告第1号専決処分の報告について、工事請負契約の請負金額の変更を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

はい、総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 報告第1号の内容説明をいたします。

議案130ページをお開きください。

報告第1号、専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要が生じ、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年12月15日、別海町町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成26年6月20日議案第55号により議決を経て締結した、尾岱沼消防施設建設建築主体工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億2,420万8,000円（内消費税及び地方消費税額1,660万8,000円）」を「2億2,807万4,400円（内消費税及び地方消費税1,689万4,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、型枠工事において根室管内の建設需要に対する型枠大工不足の影響で工程におくれが生じ、躯体一部のコンクリート打設工事に防寒養生が必要となったため、386万6,400円増額となったものです。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

---

#### ◎日程第25 報告第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第25 報告第2号専決処分の報告について、和解及び損害賠償を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

それでは、老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（阿部美幸君） 報告第2号の内容説明いたします。

議案書の131ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された和解及び損害賠償額の決定に係る町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

132ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年12月25日、別海町長水沼猛。

和解及び損害賠償額の決定について。

平成26年11月28日、別海町別海宮舞町147番地の道路において、町が委託する運行管理車両が運転を誤って畑に侵入し、畑及び柵並びに植木を破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償額を決定する。

第1項、当事者。

甲、別海町、個人。

乙、別海町長水沼猛。

第2項、和解条件。

第1号、甲は、本件事故により、物件損害料で金19万5,000円の損害を被った。

第2項、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金19万5,000円を支払う。

第3号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認するというものです。

なお、今回の損害額については、町が加入している自動車任意保険により全額保険金の支払いを受けております。

また、委託会社に対しましては運行管理に関する改善措置の提出を求め、さらなる安全管理の徹底を図っております。

以上で、報告第2号の内容説明を終わります。

---

#### ◎日程第26 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第26 一般質問を行います。御準備願います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

まず初めに、12番松原政勝議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○12番（松原政勝君） 通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、低気圧の被害について2点お伺いしたいと思います。

平成26年12月17日北海道の東海上を急速に発達しながら北上したことに伴い、根室特別地域気象観測所において最低気圧951.6ヘクトパスカル、最大瞬間風速39.9メートルを観測しました。

この発達した低気圧により根室地方で顕著な高潮が発生し、建物の浸水被害等が発生しました。

根室港では標高2.0メートルの高潮、別海町における高潮は、これは別海漁港なので

すが標高2.1メートルに達していました。

この低気圧により、海岸地区は大きな被害が出ました。

それではまず、第1点の質問をいたします。

昨年の12月17日の被害状況等については、過日、議会全員協議会に報告がありましたが、週末ごとに低気圧の発生があり、また、高潮注意報、警報が出されております。

12月に床上の浸水被害を受けた地域住民は不安な日々を過ごしております。

港、海岸、河川は道の所管であります、地域住民の安全は町として責任があります。

早急な対策を実施する考えはありますか。

町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 松原議員の御質問にお答えを申し上げます。

その前にまず改めてですね、この12月の高潮被害、海岸を中心に大きな床上、床下浸水を初め大きな被害がございました。

改めてお見舞いを申し上げたいと思いますし、また、それ以降の暴風雪につきましても、さまざまところで町民の皆様、大変御苦労されている状況にありますし、また、牛舎のほう一部倒壊等のこともありますし、また、いろいろな所で停電が発生して、多くの町民の皆さんが大変御苦労いただいているということでもございます。

それらの皆さんを含めて、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

昨年の12月の高潮による被害状況につきましては、1月開催の全員協議会におきまして報告をしたとおりでございますが、その後も発達した低気圧が毎週のように根室半島沖を通過しており、各種気象警報が発令されている状況であります。

特に根室管内では、低気圧が発達しながら千島沖で停滞してしまうという傾向にありますが、昨年の12月の高潮災害以降につきましては、釧路地方气象台などの関係機関で行った現地調査のデータをもとに潮位や風向き、降雪量などの予測情報を共有して、常に最悪の状況を想定しながらその対応に当たってきております。

漁港や海岸における防潮堤、防波堤、護岸等の整備については、海岸管理者であります北海道に対して、12月の高潮被害状況をもとに早急に整備をしていただくように強く要請を行ってまいり所存であります。

町の対策といたしましては、災害時に地域住民と防災無線による情報共有、また、救助機関である消防と警察等との連携によって、被害を最小限とするために迅速な対応を行っていくとともに、日ごろから自主防災組織等による各種防災訓練や研修等を通じて啓発や防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、今後のこととなりますが、潮位から地域の浸水を予測するシステムを導入、これについて検討をしているところでございます。

あわせて、現在2カ所あります潮位計、これを更新するとともに、さらにですね、2カ所を増設して、海岸4地区に潮位計を設置して、迅速な情報の収集と伝達が可能となるよう整備計画を検討していくことといたしております。

ぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 今後の対策として、潮位計なり、そういう基本的な調べるものを設置するという話ではありますが、私が1点目に申し上げたのは、昨年12月にあれだけ

の被害を出された、そしてまた、町長も被害状況をすぐ、低気圧が収まった後に現地を見て回ったわけでございます。

ここには、知事やいろいろな国会議員、道議会議員も見ておりますが、いずれにしても、その後も今言われたように毎週低気圧が発達して、北海道の東沖で停滞して発達するということであります。

何回もその後も潮位が高くなって自宅の近くまで水が来るという、そういう実態があるわけでございます。

先ほど言いましたように、町民の方々は本当に週末ごとの気象予報を見ますと、また今回も床上浸水にでもなるような被害が出るのではないかとそういうふうに関心しているわけです。

ですから、確かに言われましたように管理者は道であったり、そういうふうに関心はしていると思います。

ですが、やはり今生活している上において何か対策を講じなければ、現地の被害に遭った地域の住民としては不安でたまらないわけです。

ですから、どんな方法がいいか、私は私なりに考えておりますけども、実際は潮位を抑えるというか、潮位を抑えることができないのですよ。

それが浸水してくる、何か防止策だとかそういうことというのも当然していかねばならない。それもなかなか防潮堤やそのいろいろな工事が待っていると、住民は何年もその先いつ直るかわからないわけです。

ですから町として、土のうを積むとか、あるいは住宅周辺の水が浸水してこないような対策だとか、そういうことを町として考えられないかということをお申し上げしているわけですが、この点についてお答えいただければと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

まず17日の高潮被害、当然私もできる限り早く現地を視察して、状況を確認したいということで視察をいたしました。

また、北海道知事もですね、24日ですか、現地を早々に視察いただきまして、それぞれ高潮被害の状況もですね、視察をしていただきました。

そのときにも国会議員の先生、また道議も御同行されておりましたし、根室振興局含めて同行されておりました。

それらの方々に詳しく地域の状況、どういう形で高潮が床上浸水になっていったか、そういうことも含めてですね、御説明をしたところであります。

したがって、十分、道も把握しておりますし、その対応についてもお願いをさせていただいたところでありますので、今後、できる限り対応していただくように、今後ともしっかりと要請をしていきたい、そのように思っております。

当然この海岸の保全でありますのは、海岸管理者であります北海道が主体的にやっただくということでございますので、北海道につきましてもなかなか財政厳しい状況の中で、やはり国の補助事業、これを活用した対策ということになってきていると思います。

そういう中では、すぐにですね、これがしっかりとした対策が打たれるということにはなかなかありませんので、先ほどもお答えをいたしましたように、町でまずとれること、なるべくその状況を、気象情報を含めてですね、しっかりとこれを、情報をとって、なるべく早くその対応できるように地域住民の皆さんにお知らせをしたり、町としてとれる対応を

しっかりとっていく、そういうことが極めて大事だと思っております。

ただいまお話がありましたように、砂袋ですか、浸水を食い止めるような、そういう応急措置がとれるかどうか、これらについても今後十分ですね、今後の対策については有効な、あくまで応急措置ではございますが、対策ということになる可能性がございますので、それらを含めてしっかりと検討していきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 先ほど言いましたように、地域住民としては1日も早くそういう何らかのやっぱり、水が上がってくる対策をしてほしいというのが一番望みでございます。

道や国に要請するのは、これで役割としてもそのようにやってもらっておりますし、これからも続けていってほしい。

でも、その工事がいつできるかも全く、地域住民にしたらあしたのことが心配なわけです。

ですから、要するにできること、町ができることを地域住民として望んでいるし、私たちがそうしてあげたいというのが、私の願いでございます。

ですから今、雪、こういう状況ですから、なかなか現地の状況もわからないと思いますけども、ぜひ雪が解けて春先になったら、ひとつ、現地を見ていただいて、どこに土のうを積んだら水が防げるか、そういうようなことをひとつ、ぜひ実施してほしいと思います。

こういう異常気象になります。いつまた大荒れになって被害が起きるかわかりません。そういう地域の住民の少しでも不安を解消するためにもひとつ、ぜひ春先になったら実施してほしいと、このように要望いたします。

次に、2点目でございます。

別海町の海岸は、過去にも海岸保全として消波堤ブロックの設置、岸から沖合に離岸堤の設置など海岸を守るための対策はとられておりますが、ほとんどの消波堤ブロックは沈んでしまい、その役割の効果がありません。

再度、海岸保全の見直しが必要です。道、国に対して緊急要請が必要です。

町長の考え方を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

本町の海岸につきましては、沿岸の漂砂の減少と台風や低気圧の波浪により海岸浸食が進み、背後地に越波をまともに受けるなど深刻な状況にあります。

地域に暮らす人々の生命、財産の保護、また、国土を守る上でも早急な保全と浸食防止対策、これが必要であることは十分に承知をしているところでもございます。

町では、実施主体であります北海道に対し、毎年、突堤は離岸堤及び消波堤の設置、かさ上げなどの整備要望を行ってきております。

また、根室管内1市4町の自治体及び経済団体等で構成をいたします根室地方総合開発期成会におきましても、特に野付崎海岸、走古丹海岸を重点要望箇所と位置づけまして、国会議員や関係省庁に対しまして、北海道が実施するこれらの整備事業に対する予算の確保、財政支援を強く要請をしてきているところでございます。

今後におきましても、早急な海岸保全、浸食対策事業を進めるよう関係機関への要請活動を続けてまいりますので、ぜひ御理解をお願いしたい、そのように思っているところで

あります。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

私が2番目に申し上げたのは、これ海岸保全が今までやってないわけではなくて、もう既に30年前40年前から海岸の保全は実施されているわけです。

それで以前の工事の工法といいますか、そのことについては、やはりブロックを積んで、要するに、それに波をぶつける消波を、浸食の防止がされるというそういう工法だったと思います。

でも実際、数年時間がたつことによって、どんどんどんどん沈んでしまって、現在ではその役割をほとんどなさない、海水面と同じ高さになってしまった、特に大荒れになるとその上を波がどんどん越えて、うちの施設、定置漁場の施設、あるいは道路にまで浸水するというそういう状況になっているわけです。

最近、ここ数十年くらいの間に入れた離岸堤については、当然、下に敷石を敷きながら、その上にブロックを積むという新しい工法でそれはしっかりと保たれているわけです。

ですから、以前の海岸それぞれ突堤なり、並行なりのブロックを設置したのですが、それはもうほとんどその効果をなしていないというところなんです。

町も国に対して、道に対して強い要請しておりますし、また、組合としても漁協としても、また、地域住民としても、町を通じながら要請しているのですけれども、なかなか何ていいますか予算がつかないというか、その着手に海岸保全の見直しをしてくれないというのが実態なわけです。

今、この状況が続くと、いつも町長が言われている別海町の産業は、農業それから漁業が別海町の産業だと言っているのですけれども、今その漁業が非常にきわどくなってきている。

それはなぜかと言うと、やはりそこで仕事が持続的にできるような状況ではなくなってきていると、海岸がだんだんだんだん浸食され施設が脅かされ、さらに既に漁場と言われるその施設が2カ所も移転しているというそういう状況です。

今この海岸保全を見直してかからないと、もう本当にあそこで定置漁業を営まれないかもしれないという、そういう危機的な状況になっているわけでございます。

いずれにしても、やはり産業がしっかりしていることによって人口減やいろいろなことが対策として組まれていくわけで、やはり地域の産業はしっかりと町が守っていかなくてはだめだ、そういうことになると思いますので、ぜひ現状の海岸の保全状態を町がしっかりと把握して、道なり国に要請をしていただきたいとこのように思うのですが、町長その辺について、もしお答えがあれば。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず松原議員がただいまおっしゃられた思いというものは、十分私もそのとおりでありまして、そういう海岸の現在の状況についても十分承知をしているところでもございます。

その中で、別海町の基幹産業の一端を担う漁業、これがこれからも継続的に発展していく、そして何よりも地域に住む皆さんが安心安全な生活ができる環境をつくっていくこと

が、まさに我々の行政の使命でもあります。

なかなかとは言いながら予算、国の予算それからいろいろな状況の中で、即それが達成されるということにはなかなかいきませんが、しかしながら今、国も国土強靱化に向けて努力をしておりますし、そういう意味では災害に強い国にしていくということも言われているところでもありますから、我々もそのことを十分認識をしながら国に対して積極的に要請をして、安全安心な地域として産業をしっかりと守れる地域、このために努力をしていく、そのことに尽きるのだと思っております。

これからもしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） ぜひそういうことで強く要請をしていただきたいと思います。

最後にひとつ、床丹地区のお話を地域の住民の声として私受けておりますので、ひとつお話ししたいと思います。

床丹の沖に数百メートル沖に離岸堤が入っているわけですが、あれも入れたときは高さがあったわけですが、残念ながら今もうほとんどが海面と同じような高さになっているわけです。

このたびの12月の低気圧、さらには1月の低気圧で非常に、床丹の海岸地区はずっと防潮堤が張られているわけですが、もろに大きい波が殺されないで防潮堤にぶつかって、そのしぶきがほとんどその内側に入ってくると、そういう状況になっているということをお聞きされましたし、平成18年にあれだけ爆弾低気圧という3日も沖の風、北東の風が続いたにもかかわらず以前はそのようなことはなかったと、わずかこの9年か10年のうちにブロックの沈んでしまった、離岸堤の沈んでしまった影響なのか知らないけれども、今回の12月は18年のそれこそ爆弾低気圧以上の被害を受けたというお話をされておりました。

また、1月なっても低気圧が発達すると、もろに住宅地に水が飛んでくるという私たちのこれからの生活が不安でどうしようもないと、早く何とかしてほしいというそういう切実な訴えを私は聞かされております。

防潮堤をどうするこうするはなかなか簡単にはできないと思っておりますけれども、いずれにしても、そういう対策を早く要請して講じてもらわなければ、海岸に住んでいる地域住民としては大変不安な思いをして過ごしているというのが実態でございます。

町もそこら辺は十分把握されていると思っておりますけれども、ぜひひとつ、近いうちに海岸保全の見直しが実施できるようにお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） はい、以上を持ちまして松原政勝議員の一般質問を終了いたします。

次に、1番木嶋悦寛議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、大きく1問の質問ということでお願いします。

自然を中心に据えた観光施策を推進をということで、別海町観光考えた場合、豊かな自然環境とその恩恵にあずかり発展した酪農、畜産や漁業などの生産物を利用した食にあることは、これまでの実績から明らかであります。

平成17年に野付半島、野付湾、風蓮湖、春国岱がラムサール条約登録湿地となり、世

界に向けた発信が可能となりました。

しかしながら、自然環境の保全と観光振興という取り組みは、期待された観光客の誘致に必ずしも結びつかなかったと考えます。

ここ数年は北海道という漠然としたイメージから観光客が訪れる時代から、目的を持った観光にシフトしてきていることは確かで、各自治体や圏域が競って特色を打ち出し努力しているところであります。

別海町も食を中心とした観光誘致に積極的に取り組み、一定の成果を上げていますが、課題が多いことも事実であります。

そうした中で、自然を中心に据えた観光政策を推進することにより、より明確な観光に対するビジョンを打ち出せるものと考え、質問します。

1 番目です。

昨年11月に千葉県我孫子市で開催されたジャパンバードフェスティバルに、別海町は初出展されました。

出展の成果と今後の観光政策にどのように生かしていけるのかをお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

野付半島は、日本で確認されております野鳥の約40%に当たる235種類が確認されております野鳥の宝庫であります。

特にタンチョウは国指定特別天然記念物に、コクガン、オオワシ、オジロワシは国指定の天然記念物に指定されております。

質問にありますジャパンバードフェスティバルにつきましては、千葉県我孫子市で開催されます日本最大級の鳥をテーマとしたイベントです。

行政関係の出展を初め、旅行会社関係、光学機器メーカーなど約90店が出展しております。釧路、根室管内からは本町のほか釧路市、根室市、羅臼町が出展をいたしました。

今回の出展による成果といたしましては、野鳥の宝庫としての野付半島を野鳥愛好家の方々を初め、旅行会社等へPRができたものというふうに考えております。

また、これが冬期に落ち込む観光客入り込み数の増加に結びつき、冬季に飛来するオオワシ、オジロワシ、ユキホウジロなどのバードウォッチングによる観光客の入り込み増を期待しているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ジャパンバードフェスティバル、私も一度行きたいなというふうに考えているのですが、別海町として具体的にどのような出展内容をされたのか、お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

このときには先ほど言いましたように、根室市のほうも参考にお知らせしますと、根室市では鳥に関するバッジ、あと地元業者がつくったエトピリカのせんべいとバッジ、それとステッカーのプレゼント、そういったものが根室市では主に行われております。

別海町としましては、野付半島野鳥、町のリーフレット、それを配布しています。

それと写真の無料プレゼント、それとパネルの展示、こういったものを実施いたしました。パネルの展示については、多くの方に見ていただいていたと。

それによりまして野付半島の日本全国に対する位置、そういったものの説明といたしますか、そういったものに非常に役に立ったというふうになっています。

また、写真の無料プレゼントを200枚ほど無料でお配りしたのですが、非常に好評で、その中でも特にオオワシの写真が非常に人気があったというふうに聞いております。

今後については、先ほど言いました根室市と合同といたしますか、そういった形で道東一体となった鳥観光、そういったものを一緒になってPRしていくほうがより効果があるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） はい、根室市は早くから鳥を中心にした観光に取り組んでいて、実際、根室バードランドフェスティバルですとか毎年開催されております。

そういうところから考えるとですね、別海町の鳥に対する取り組み方というのは根室市と比べると少しおくらしているのかなという感じで考えていますし、あとは、根室市は各地にハイドという鳥の観察小屋をつくってですね、自然環境に対して影響を及ぼさない、また、快適に観察ができるような施策などもとっているわけですね。

そうしたところを別海町としても、広域での連携とは別にですね、町として独自にできることもあると思うのですが、そのあたりの考え方をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

確かに木嶋議員おっしゃるとおり、根室に多少先を越されているかなということは、これは否めないかなと思っています。

別海町は、特に野付半島のネイチャーセンター、これを中心にですね、いろいろなボランティアの皆さん含めて、いろいろな形で今までPRをしていただけてきております。

ようやく今、お話がありましたようなことも含めてですね、さまざまな外国人も含めて、野付半島の野鳥の年間2万羽を超える野鳥、そして235種類の野鳥が飛来をするという大変貴重な場所であるということがだんだん知れ渡ってきてですね、最近では外国人のバードウォッチャーが訪れるという、そういう状況にもなってきております。

いろいろなことをですね、今おっしゃられたことも含めていろいろなことを、これから知恵を出して、このすばらしい環境ですね、世界中に発信していくようにいろいろな観点から検討していく、これが極めて大事だと思っていますので積極的にスピード感を上げてやっていくという、そういうことと思っていますので、これから取り組んでいくようにしてまいりたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 関連もありますので、次の質問に移りたいと思います。

昨年12月、本町は東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークに参加しました。

本年1月に釧路市で、国内で初めて開催された上部団体、このネットワークの上部団体である東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップのパートナー会議の席上で認定証が授与されました。

すばらしい一歩が踏み出せたこと、関係部署の皆さんの御尽力に改めて敬意を表するものであります。

このネットワーク参加により、釧路根室地域の参加地との広域的連携などが期待できる

ところあります。

今回の取り組みを今後どのように観光につなげていく考えか、お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

まず初めに、東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークというものについて説明させていただきます。

このネットワークは、東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地を保全することを目的としました、国際的な連携協力のための枠組みであります東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップのもとに設置された、渡り性水鳥の重要生息地が参加するネットワークということでやっております。

野付半島・野付湾につきましては、2万羽以上の渡り性水鳥が定期的に飛来しておりまして、オオハクチョウ、コクガン、スズガモ、メダイチドリ、キョウジョシギ、それぞれの個体群の個体数が1%以上定期的に飛来することと、タンチョウの主要な営巣地であることから今回参加の基準を満たしているということで、世界で116番目、国内では32番目に昨年の12月11日付けで参加が承認をされたところでございます。

根室、釧路管内では風蓮湖、春国岱、釧路湿原、琵琶瀬湾、霧多布湿原、厚岸湖、別寒辺湿原が参加をしております。

このネットワークは、渡りのルート全体で渡り性水鳥の保全を行うことを目的としておりますが、ネットワークを活用した具体的な広域連携や観光への取り組みにつきましては昨年の12月ということで、これから、今後検討していくということに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） はい、ぜひこの貴重なネットワークを生かしですね、その観光の資源として活用していただきたいなというふうに考えております。

外国客、外国人のお客さんなどにも非常にPRできること、ものが整ったのかなという感じがしますので、そういうところも積極的にいってほしいなと思います。

以前にも申し上げましたが、世界中に数億人のバードウォッチャーの人たちがいて、かなり裕福な層の人たちがそこに含まれていますので、この時期にそういった方たちを呼び込むという手も、やはり交流人口、それから消費、いろいろなことを喚起できるきっかけになると思いますので、よろしくお願いします。

3番目の質問です。これも一応関連があります。

ニューツーリズムと言われるエコツーリズムやグリーンツーリズム、産業観光など、本町においても以前から民間団体による活動が行われてきました。

ニューツーリズムについては、近年多様化する観光ニーズに向け、地域の特性を生かしやすいことから注目を集めています。

現在、根室圏域内の数カ所で行われているフットパスは、全てをつなぐことができれば国内でも屈指のロングトレイルコースとなり、新たな観光資源として期待されるところであります。

この実現に向け、取り組んでいるNPOなどへ行政として行える積極的支援があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

御質問のフットパスというのは旧標津線のことを指しているのかと思いますけど、現在

根室管内では中標津から弟子屈町への美留和駅までの全長71.4キロメートルのロングトレイル、いわゆる北根室ランチウェイが有名で、確実に利用者が増加しているというふうに聞いています。

旧標津線跡地のフットパスの整備やフットパスツアーの実施につきましては、根室においてはAB・モビット、中標津町においては、なかしべつ体験観光ネットワーク、標津町におきましては、標津ポー川史跡自然公園及びポー川自然保護ネットワーク、それと別海町におきましてはグリーンツーリズムネットワーク、それと西別街道を歩こう会が行っておりまして、シンポジウムの開催やツアーの実施、それらを行いながら活動しております。

別海町においては、国の補助を活用したり、あるいは町が整備費を補助するなどの支援をしているところでございます。

現在のところ旧標津線跡地がつながることによる観光的誘客効果が、どの程度あるかについては不明確ではありますが、今後においても各地域における活動や取り組み、そういったものを注視し、支援していけるところについては支援してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） はい、今回ですね、きょうは申し上げなかったのですが、観光庁が行った観光プレゼンテーションで、別海町の提案した、観光協会が提案したものが全国でグランプリを取ったというのを皆さん御存じのことだと思いますけど、その中に中標津のほうのロングトレイルコースが確か入っていたと思うのですね。

そういうことで、やはり確実にそういう目的が、非常に特化したものというのに対する観光ニーズが高まっているのかというふうに考えますし、そのロングトレイルコースについては、本当にこのつながることによって、その効果というのはさらに大きなものになっていくのではないかなと、やはり未来に向けてある程度考えていくということも大事なかなというふうに思うのですが、そのあたり、どうでしょうか。

お考えをお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

別海町が提案して、広域連携の中で今回全国グランプリとったということで、昨年はずね、準グランプリというか、それは単独の事業でして、やはり広域ということはそれだけ評価されたのだらうと思いますし、また、いろいろなその中にはメニューが入ってくるということでもありますので、フットパスも含めていろいろな魅力のあるものをツアーとして提案していく、それが広域で行っていくということの中で、さらに、旅行される皆さんの注目、また行ってみたいということにつながっていくということ、これからの観光の客の誘致について極めて大事だと思っている一部でございますので、ぜひですね、そのこともしっかりと考えながら今後さらに発展させていく、そういう方向ですね、それぞれ地域の民間の皆さん含めていろいろな検討していく、そして、観光地としての広域の連携の中でやっていく、それも大変重要なことでもありますので、今後しっかりとやっていきたい、やっていくということ考えていく、そのようにしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 本当に先ほどからのお話もそうですけれども、広域の連携、そし

て別海町の特色をきちんと出していくということ、それを全体の中でつなげていくということが非常に大事だということを考えていますので、ぜひ積極的な支援をもってですね、そうした観光資源の開発をやってほしいなというふうに考えます。

次の質問です。

自然を中心に観光を組み立てる際に重要なことは、新鮮な情報の受発信だと考えます。

以前にも行政としてのソーシャルネットワークサービス、以下SNSと言いますけれども、の活用を申し上げたことがあります。

ホームページの役割とのすみ分けを行い、さらに両者を補完し合うようつなげることが大切です。

SNSとつなげることで刻々と変わる景観や動植物の様子など、観光客が発信する情報も取り入れることができます。

既に観光協会ではSNSの一つであるフェイスブックを利用した情報のやりとりが行われていますが、町としても公式に取り組むことにより強力な情報の受発信手段となると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まずSNSの活用につきましては、現在観光協会がフェイスブックによる情報発信を行っているところでございます。

町の収集した情報と共通したものも多いため、観光協会のフェイスブックにおいて情報の共有を図りながら、発信をしているところでもございます。

また、このフェイスブックは町のホームページの中の観光分野においてリンクをしております。

今後、町としてSNSの活用にあたっての運用基準等整備をしまして、観光情報にとどまらず、さまざまな行政分野でのSNSの活用について検討をしまいる、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） フェイスブック等については、これからまだまだ、かなり成熟期にはきていると思うのですが、利用度というのは、本当に価値の高いものがあると思いますので、ぜひ、このあたりも進めていただきたいなというふうに思います。

最後の質問です。

ことしは野付半島、野付湾、風蓮湖、春国岱がラムサール条約の登録湿地となって10周年となります。

これまでも、ラムサール条約の登録湿地の取り組みについて、別海町全体の意識喚起について行政がもっとかかわるべきと申し上げてきました。

全町民がラムサール条約登録湿地を擁する町に住んでいることに誇りを持てるような取り組みが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず野付半島、野付湾、風蓮湖、春国岱、これはかなり御存じのように、平成17年1月にラムサール条約登録湿地に登録されたところであります。

この条約のですね、日本での正式名称につきましては、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約ということでありまして、水鳥の生息地である湿地の保全と賢

明な利用促進、これが目的となっております。

このことから、本町では平成18年度から町内の各種団体が条約湿地に流入する河川及び湿地の環境保全活動の推進と住民意識の啓蒙を図る、このような目的です、環境保全啓蒙活動交付金を交付してきております。

この交付金事業を平成26年度まで延べ44団体に活用をいただいて、湿地の保全と住民意識の啓蒙を図ってきているところでございます。

今後もですね、この交付金事業を継続しますとともに、野付半島ネイチャーセンターを中心として、さらに意識の高揚が図られるようにですね、取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） はい、さまざまな活動がなされているということはわかっているのですが、ただそれがですね、本当に町民全体にラムサール条約の登録湿地を擁している町なのだ、私たちの町というのはすばらしい町なのだということが実感できているのかということを、やはり私は言いたいと思います。

そうした中で、本当に野付半島、野付湾あの周辺にどういった自然があるのかということ自体を、はっきり、やっぱり皆さん御存じない方もいると思うのですよね。漠然とはわかっているかもしれないです。

今は、小学校とかではそういう教育が進んでいますので、子供たちの中ではわかっているのかもしれないですけども、大人たちがやはりそれを知るべきだなと、そうした環境をつくっていくべきだなと思います。

今回は10周年ということで、非常にいい機会でもあると思いますので、何かもっと町民に野付の自然、ラムサール条約となっていることの意義ですとか、そうしたことを伝えるような、先ほどから啓蒙と言われましたけれども、やはり啓蒙していくような喚起していくような、取り組みというのを具体的に行うべきではないかなというふうに考えます。

それについてはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

そういう木嶋議員の思いというのは、当然そのとおりだと思います。

特にですね、今、地方はそれぞれの特色や特性を生かして、どうやってその地域を発展させていくか、これが問われている。まさにそういうときです。

したがって、やはり地元にいる町民の皆さん、我々含めてですね、地元の特色そして地元のすばらしいところをまず自分たちが発見をして、そして全国に向けてですね、また世界に向けて発信をしていく。

それがまず、地元の人がわからないと発信もできないという。これはまず基本だと思っています。

そういう意味において、このラムサール条約、また野付半島含め風蓮湖含めて、このすばらしい自然環境、これをまさに地域住民の皆さんにまず改めてですね、こういうすばらしい資源が別海にはあるのだということ認識をしてもらうということは、大変大事でございまして、まさに一歩だと思っています。このことをしっかりやっつけていかなければなりません。

ラムサール条約で申しますと、ことしは10周年でございます。

したがって、これから10周年に向けた記念の行事というものも考えてですね、その中

で、さらにこのラムサール条約の登録湿地の価値、さらには別海の自然の価値、これをしっかりですね、別海から発信していく、そのために住民の皆さんに、そのことを知ってもらうことを積極的にやっていきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 自然環境が保たれるということは、この町の産業を支えている大事な部分であると思います。

それは町の中心にあり自然があつて、それによって産業が支えられて、みんなが経済活動をしているということはあると思いますので、単に自然を守るということではなくて、きちんと認識して、それをきちんと未来につなげていくこと、取り組みが大事だと思しますので、本当に積極的によろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋悦寛議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

---

午後 2時18分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、15番中村忠士議員、質問者席にお着きを願ひます。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） それでは質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、農業・農協改革並びに別海町の農業を守る方策についてであります。政府は今通常国会で農業・農協の改変にかかわる法案を提出しようとしております。

これは、昨年5月総理大臣の諮問機関である規制改革会議が提出した「農業改革に関する意見」以下意見と言わせていただきますが、を元にしており、6月には意見に基づいた規制改革実施計画が閣議決定されています。

意見は一つ目、農業委員会等の見直し。

二つ目として、農地を所有できる法人の見直し。

三つ目として、農業協同組合の見直しの3点を主要な内容としており、農業のあり方を根本から改変しようとするものになっています。

別海の農業、つまりは我が町の土台がどうなるか、将来がどうなるかにかかわる問題であり、町民みんなで考えていかなければならない重大な問題と私は考えています。

政府が進めようとする農業・農協改革にかかわり、さらに別海町の農業を守り発展させることに関して、町長の所見をお伺ひしたいと思います。

以下、具体的にお聞きします。

その1点目として、農業委員会の見直しについてです。

意見では農業委員の公選制を廃止し、市町村長の選任制とすること、それから委員定数を大幅に削減すること、さらに意見公表や行政庁への建議を業務から外すことなどが盛り込まれています。

これでは、これまで果たしてきた農業委員会の農地の保全や権利移動の適正な裁定、耕作者の地位向上など、重要な機能が大きく損なわれることになるのではないかと思います。どう思われますか。

この点についての所見をお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農業委員会の見直しにつきましては、昨年の6月にですね、規制改革実施計画が閣議決定をされました。

この中では、農業委員の選挙、選任方法の見直しであったり、農業委員会の事務局の強化等11項目について提示がされております。

質問の中にあります農業委員の選出方法については、地域の推薦及び募集の情報を公表し、結果を尊重し地域から信頼を得られた代表を選任できるということで、地域の代表制については、ある程度担保されたのではないかと考えているところでございます。

また、委員の定数の件につきましては新たにですね、農地利用最適化委員を委嘱することということになっております。

また、意見公表や行政庁への建議を業務から外すことについては、法律業務から外されはしましたが、形を変えて行政機関に対する意見の提出について規定されておまして、農業者の代表である農業委員会の意見を行政の農業施策に反映させる手段が残されたと考えています。

以上のように、本町のような広大な面積を有する市町村が多い北海道と、本州の比較的面積が少ない市町村の農業委員活動の状況、また、営農環境等が違う中で、全国一律の法律で規定することは大変難しい部分もあると考えておりますが、農業委員会としての重要な機能が大きく損なわれることはないのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今町長の答弁にもありましたように、地域の実情に合ったやり方というものが非常に重要だというふうに思います。

その点では、同じ認識かなというふうに思います。

今後具体的に、確かに余地もあるというふうな、変わったけれども、そのかわりになるものがある、そういう意味での余地というのか、制度として充実させていくことができる余地というのについても、町長も触れられましたけれども、今後どうなっていくかということについては、やはり地元の、おっしゃったとおりに地元ですね、意見を強く反映させていくと。

地元の実情、別海町ですね、この地域に合った農業委員会のあり方というものについてやはり強く、地元の要望等、意見等をですね、出していく必要があるのではないかなというふうに思います。

その点で、今後、非常に重要になってくると思います。定数の削減というものはやはり非常に大きい。

さっき代替制度ができるのだよというふうにおっしゃったけれども、定数が削減される、このままいけばですよ、このままいけば削減されるということが十分に可能性としてあるわけですから、その辺も含めてですね、やはり強く要望を出していく必要があるというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

そのとおりでして、やはり地域の実情、これは全国、沖縄から北海道までいろいろな環

境、状況も違いますので、それらを一律として法律として定めるのはいかがかということでは、それはそのとおりであります。

その中で、今、閣議決定の部分、大枠についてはこれは変えられないのかもしれませんが、その他法律にこれから書かれるわけですから、それまでの間にですね、やはりそういうことをしっかりと訴えてなるべく地域の実情を配慮した法律として成立させる、そこまでの大事な、これから期間になりますので、そのことをしっかりですね、要請をしながら訴えていきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ、ともに努力していきたいというふうに思います。

2点目の質問ですけれども、農地を所有できる法人の見直しについてであります。

農業及びそれに附帯する事業に限るというふうにされていた事業要件が廃止されると、それから法人役員の規定ですね、農業従業者を過半数としていたものを1人以上とするという改変、それから法人に農地を提供した者及び法人の事業に常時従事する者としていた構成員の要件ですね、その構成員の要件を農業関係者は2分の1以上いればいいと、後は誰でも、極端な言い方すれば誰でもいいと。構わないということになるという内容であります。

これではですね、農業生産法人における農業生産の要素を低めて、結局は何をやってもよいということになってしまうのではないだろうかと危惧します。

今回の法人の見直しは、農地に対する農民耕作者の地位を崩し、農外者の支配的地位を確立しようとするものだと言われても仕方がないのではないかと思います、その点について、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

農地を所有できる法人の見直しについてでございますが、役員要件について、これまでは過半数が農業の常時従事者で、その過半が農作業に従事としておりました。

これが役員か重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事、このように緩和をされました。

また、各構成員要件は、現行では企業など農業関係者以外の割合を総議決権の4分の1以下から2分の1未満とされています。

また、議決権の3分の1を持つと拒否権を持てる、そのようになります。

このように要件が緩和をされるとすれば、企業が経営に大きな影響力を持つことも可能となりますし、経営方針をめぐって現場で混乱が生じないか大変懸念をしております。

したがいまして今後も、国のこれらの動き、動向を注視していきたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この辺ちょっと見解が異なるかも知れませんが、この一連の動きをずっと見ていくとですね、農地法の改革、いわゆる改革含めてですね、この一連の動きをずっと見ていくと、やはり今の政権は農地に関して、その門戸を広げると、とりわけその企業、大企業がですね、農地を自由に取得したり借りたりすることができるという方向に持っていきたいというふうなことが、非常に強く打ち出されているのではないかなと思うのですね。

町長今おっしゃったように懸念する面もあると、非常に、もっと非常に強い懸念も今

おっしゃられたわけですが、そういう点ですね、とりわけ大企業がその農地を自由にできるというようなことにならないように、耕作者の地位がしっかり保てるようなもので進んでいくように、ぜひ本当に強く声を出していかなければならないだろうなというふうに思います。

その具体的なことについては、もう少し後でまた、何をやっていったらいいかということでの話をまた後でさせていただきたいと思います。

3番目の問題です。農業協同組合の見直しについてですね。

意見ではですね、中央会制度の廃止であるとか全農の株式会社化、それから単協からの信用事業、共済事業の切り離しなどについて触れられています。

今般、非常に準組合員の制度の問題についても、非常に論議をされたところではありますが、中央会制度の廃止の理由となっているのが単協の自発性や自主性が損なわれている。中央会主導を改めなければならないというものだったと思いますが、単協組合長へのアンケートが実施されましたけれども、何と95%以上の組合長がそうではないと、それを否定しているのですね。

株式会社化すればどうなるかということでもありますけれども、協同組合であるがゆえの独占禁止法適用除外の枠組みが取り払われる可能性が出てくるということでもあります。

共同販売、共同購入が独禁法の適用を受けて崩壊してしまうという可能性もあります。極めて重大であると考えます。

また、農業指導や生産活動と不可分、一体のものである信用事業、共済事業の分離は単協の崩壊を招きかねないと考えます。

これでは、農協改革というふうに称してはいるけれども、実質は農協潰しではないかと私は思っています。

町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、町内の各農協につきましては、総合農協として経済事業でありますとか信用事業、また、共済事業を行っております。

地域によっては単位農協によります金融や共済、Aコープやガソリンスタンドなどが地域のインフラとしてですね、なくてはならない存在となっております。

公正取引委員会や農林水産省は連携をしております、農業協同組合などの農畜産物の販売事業及び生産資材の購買事業の取引実態についてヒアリングを行いまして、次のとおりですね、結果を出しています。

まず一つ目として、農業者は依然として大企業と競争し、または大企業と対等に取引を行うような状況にはないということ。

二つ目として、農業者や単位組合は農畜産物販売及び生産資材購入について、みずからの判断で取引先を選択できること。

三つ目として、適用除外制度があるために判断できない農業協同組合等の問題行為は特段認められなかったこと。

このようなことなどから、独占禁止法の適用除外制度を直ちに廃止する必要はないという、こういう結論をですね、平成23年の4月に出しております。

日本と同様に、アメリカでありますとかEU、韓国においても、農業協同組合に対する独占禁止法の適用除外は認められております。

J A北海道グループでは、昨年8項目にわたり改革プランを策定してですね、このプランの着実な実践を図っているところでありまして、町としても組合の所得向上や農村地域の活性化に結びつくよう農協関係制度の見直しについてですね、注視していかなければならない、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この独禁法適用除外に現在あるということが、後ほど話しますけれども、非常に日本の家族農業をですね、発展させてきた要因でもあるわけですね、小さい農家、どんな規模の農家でも対等にですね、経営を安定させてやっていけるということでの農協が果たしてきた、その協同組合としての役割というのは非常に大きいということでもあります。

そういう意味で、この閣議決定あるいはその意見が出された直後にですね、日本協同組合連絡協議会、J J Cというのがありますが、すぐ声明を出しました。

どういう声明かというところでですね、規制改革会議農業改革に関する意見について、強い懸念を表明しますというふうに意見が出された直後にですね、直ちに強い懸念が表明されたということでもあります。

なぜかということなのですが、まず農協の解体というものが始まっていくとしたら、それが突破口になって、その協同組合全般に波及するおそれがあるということの懸念なわけです。

協同組合の規模の大小にかかわらず、とりわけ個々であれば力の弱い経営者なり、生産者がですね、力を合わせて全国的に組織をつくって大企業と価格の面でもですね、販売の面でも、あるいは購買の面でもですね、対等にやっていけると。ダンピングを起こさせないとかね、値切りを許さないとか、そういうような対等にやり合ってきたわけですよ。

そういうことに対する、その協同組合全体が非常に懸念をしていると。どんどん潰されていくのではないかという懸念であります。

それから国際的にもまたすぐ批判が出ました。それはですね、国際協同組合同盟という組織がありまして、これは国連機関ですよ。ほぼ国連に加盟する全ての国の協同組合が参加する国際組織でありますから、非常に大きな国際組織であります。そこが6月1日にすぐ声明を出しています。

これは先ほど言いましたように、日本型の総合農協がですね、家族農業を育成してきたと。このあり方というのは、今後のアジアやアフリカの家族農業を育成していく上で、モデルになると言っているのですよ。だからそういう高い評価をしているのですね。だからそれがどんどん潰されていくということに強い懸念を表明しているということでもあります。農協の協同組合としての役割をですね。どんどん潰そうとしてくるということに関して、本当に強い危惧を持ちますし、国際的にも国内的にも大きな懸念が表明されているということに対してですね、改めて町長の見解をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず農協についてはですね、世界的に農協というのはいろいろな国であります、多少違うということ、違うところがあるとしたら、例えば、ほかの国では草の根的組合員として横のつながりですね、これが大体の国の農協のあり方なのですが、日本はちょっとピラミッド型になっているのかな、そんな違いはあるかと思いますが、いずれにしても、このたびの改革の目的ですよ。

これが、いわゆる地域農協の販売の強化をしながら、農家所得の向上を図っていく、こ

のことについては、誰も反対するものでないということだと思います。

そして、それが重要課題であることも異論がないということだと思いますが、だからといって、農協が弱体化する改革になるとしたら、それはちょっと違うのではないかなと、そんな思いも私もしております。

農家の皆さんや地域の所得の向上、活性化、そのようなことになれば、つながるとは決して言えないのかな、そのように思っております。

また、準組合員の問題もございましたが、これが規制を受けて組合員と同じだけの数と、そんなような今改革の方向になってきておりますが、ちょっと矛盾しているのは、こういうことやると逆に規制の強化ですよね。そういうことにつながるような、ちょっと逆行しているような話、ちょっと矛盾しているような、そんな思いもあります。

いずれにいたしましても、農協のサービスを必要としている地域というのは、日本国中いっぱいあります。果たす役割もいろいろ違いますけれども、いずれにしても、そういう地域の実情というものをですね、しっかりと理解した中での改革が大事である、そういう方針での改革をしていくことが大事でありますので、これから法律が整備されていくというそういう段階においてもしっかりそういう地域の、特に北海道の状況というのを国のほうでしっかりと配慮していただけるような強力な要請というのがこれからも必要だと、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 日本型の総合農協の果たしてきた役割ということに私さっき触れましたけれど、非常に特徴的なのですね、私も専門家ではないからわからないけれど、いろいろな書物を読んでみると非常に洗練された組織であると。そして、現実に日本の家族農業を育成してきた、育ててきたという役割を担ってきたのだということは国際的な評価なのです。それを今アジアやアフリカに適用できないかということを探っているというのが国際的な状況ですね。

なかなかその総合農協が育たなかったのですよ、他の国では。例えば豆だったら、豆に特化して農協組まれるということはあるのだけれども、総合農協としての農協のあり方というのはなかなか育たなかった。だから日本がモデルになると言っているのですよ。

だからそういう高い評価をですね、私たちもしっかり認識をして農協を守っていかねければいけないというふうに私は思っています。

4番目の質問に入りますけれども、TPP、後でまたTPPの問題を話しますけれども環太平洋連携協定と並んでですね、この農業、農協改革というのは本当に別海町の生産活動、経済の基盤を揺るがす大問題であり、全町民的課題だと考えます。

町民全体でこの問題を考えていくために、町として何らかの行動を起こしていく必要があるのではないかと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず別海町の基幹産業、最大の基幹産業は酪農であり、畜産でございます。

したがって、地域の活性化に果たす農協の役割、これは極めて重大だと思っておりますし、今まででも重視をしてまいりましたし、これからもその考えは変わりません。

このような中にありますが、昨年、別海町内農協連絡協議会、この構成員ということに私はなりまして、副会長に就任をいたしております。

以来ですね、各組合長との連携のもとに対応に当たっているところでございますが、先

月の2月25日にですね、TPP交渉等国際貿易交渉に係る要請及び農協関係法制見直しに係る要請、この両要請をですね、議会議長に対し行ったところでございます。

今後ですね、各農協と連携の上でしっかり対応することとしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） TPPについては、また5番目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、この農協、いわゆる農業、農協改革の問題ですね、町長、今私といろいろな討論させていただきましたけれども、懸念する部分もあるし、あるいは改善できる部分もあるのではないかなという言い方でありました。

それはそれで町長の御認識として受けとめさせていただきたいと思っておりますけれども、この別海町の土台の問題だと、大変大きな問題だ、重大な問題だということは共通するのではないかなと思うのです。

だから一緒に考えようと、町民の皆さん一緒に考えましょと、重大な問題なのではないかというアピールはできると思うのですよ。

何らかの形でやっていかなければいけないと私思うのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども申し上げましたとおり、農協の改革につきましては、地域の実情でありますとか現場の実情、これをしっかり把握した中での改革、そして酪農家の皆さん、それからそれら地域社会、これが同時にやっぱりしっかりと発展していくような、そういう大事な役割を農協も果たしているのだ、そういうことをしっかりと認識をした改革でなければだめだということでございますので、そのことについてはあらゆる機会でも申し上げていきたい、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ全町的なね、認識になる、あるいは町民全体がこの問題に関心を持って、ともに別海町の農業を守りましょと。特に、農協の発展をつくり上げていきたいと思いますというふうなものになっていくためにですね、町長、努力されるというふうに今おっしゃったので、本当にもっと努力をしていきたいというふうに思いますけれども、具体的にですね、垂れ幕の方法もあるだろうし、電光掲示板の方法もあるだろうし、広報の活用という方法もあるだろうし、あるいは学習会、講演会の開催ということも考えられるだろうと思うのですよ。

ぜひ具体的にもっと積極的なですね、取り組みをされていっていただきたいというふうに思います。

5番目の点での質問に入らせていただきます。

TPP交渉は日米間で妥結に向けて大詰めを迎えていると言われております。

しかし、米国産米に特別枠を設ける、牛肉関税を9%にするなど、国会決議をないがしろにする内容が伝えられてきているわけですね。

ここに至っては交渉からの撤退しか国益を守る道はないと思っておりますが、改めて町長の所見をお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

TPPにつきましては、平成22年10月でしたか、菅元首相の所信表明演説におきまして、EPA経済連携協定、それをさらに踏み込んだTPP環太平洋戦略的経済連携協

定、この交渉参加を検討するとしたときから、私は世界的に食料需給が逼迫する中で、経済成長戦略のみでの関税撤廃が我が国の農林水産業へ与える影響は壊滅的であるということですね、このことから酪農畜産、水産業を基幹産業とする地域として、平成25年4月国会決議をされた農産物の重要5品目などの聖域の確保ができないと判断した場合は、脱退も辞さないという、この国会決議を遵守するということですね。

これからもしっかりと訴えていきたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この点でも、私も本当に最大の努力をしていきたいと考えていますので、ともに頑張りたいと思います。

次の2番目に入ります。大きな2点目の質問に入らせていただきます。

教育委員会の改変の問題についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改定され、本年4月1日から施行されることになっています。

①として、委員会責任者としての教育委員会委員長を廃止して、首長が任命する教育長を委員会の責任者とする。

2番目として、総合教育会議を設け、さらに教育に関する大綱を首長が策定することにより、首長が直接教育問題に介入できるようにするというのが改定の主な内容と理解しています。

これに関し、教育委員会委員長及び教育長並びに町長の所見をお伺いしたいと思います。

1点目ですが、これまで教育委員会委員長が置かれていた理由は何だったと思われますか。また、委員長と教育長の役割については明確な分担が旧法にはありました。

それに対する見解をまずお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 中村議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の教育委員会制度の改革についてですが、議員御質問のとおり、一つは教育委員長と教育長を一本化し、新教育長とする。

次に、新しく首長の権限として教育委員会と構成する総合教育会議を主宰する。その総合教育会議で大綱を策定するといったことなどが主な改正内容でございます。

教育委員会は、教育に関する事務を処理するために、市町村に設置される合議制の執行機関となっております。

教育委員会制度は一般人、いわゆるレイマンである非常勤の委員で構成され、地方公共団体が処理する教育に関する事務について、委員が合議により決定する重要な機関であります。

委員長は代表として位置づけられています。委員長は教育委員の互選により選ばれ、委員会の会議を主宰する教育委員会の代表者であり、教育長は教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる事務執行の統括であります。

私は本町では、これまでそれぞれの職責において、連携しながら円滑に教育行政を執行してきているというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ということで円滑にですね、本当にそれぞれの役割を全うするために努力をされてきたと、本当に敬意を表したいというふうに思うのですが、それでは

ですね、旧来のシステム等に問題があったから、このような法の改定が行われたのだろうと想像するのですが、我が町別海町の教育委員会では具体的にどのような問題があったのだろうかというふうに思います。

今の教育長のお答えではスムーズに円滑に運営をしてきたというお話でしたけれども、問題は、私はなかったというふうに思うのですがね。

何か問題あったのだろうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 制度上のもので現行の法の中で、別海町の教育行政の中で大きな問題があったのかということについては、今のところはそういったところはなくてですね、先ほど議員がおっしゃられましたように、やっぱり教育委員会、それと教育委員、教育長の役割分担を明確しながら進めてこられたという部分だと思います。

ただ、今の制度の中で全国的にやっぱり見直しをかけていく場面が必要であろうということで、今回いろいろな制度改正が起きたものと私は認識しております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 率直にお伺いしますけれども、今までのやり方の中で我が町の教育委員会として大きな問題はなかったと、ただ、全国的に見るといろいろなところに問題があったから変わるのだろうというようなお話でしたけれども、我が町の体制としてですね、それぞれその役割分担を担いながら進めてきて問題はなかったということでありますから、確かにもう法律が変わってしまっているわけだからね。それに違ったものをやってくださいと私は言えません。言えない。それはもう法治国家でありますから言えない。

ただし、別海町教育委員会が今までの制度の中でも一緒に努力されていいものをつくり上げてきたと。そのいいものをつくり上げてきた一番の要素は何だと思われませんか。

問題はなかった、問題なく過ぎてきたと、そういうふうに一生懸命やってこられたことの要素というのは何だと思いませんか。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員にちょっとお伺いします。議長から。

今の質問ですね、議員の（2）の質問と重複すると思いますがいかがですか。

○15番（中村忠士君） 重複というか、（2）に関連しての質問です。

○議長（渡邊政吉君） いいですか。（2）に移っているという認識でよろしいですか。

○15番（中村忠士君） もう（2）に入っています。私は。

○議長（渡邊政吉君） そうですか。できれば言ってください。

それでは教育長。

○教育長（真籠 毅君） 私も（2）の質問に似ているなど思いながら、答弁したのですが、そういうことであれば（2）についてお答えしたいなと思います。

今回の法改正におきましては、教育委員長と事務方のトップである教育長が存在しているため、責任所在が不明確であるということがあります。

また、教育委員会の審議の形骸化が指摘されていたこと。

さらには、教育長以外の教育委員長や教育委員は非常勤であり、深刻化する学校現場のいじめや体罰など諸問題に対し、必ずしも迅速に対応できていないことから制度改正が行われたものと考えております。

本町におきましては、これまで委員長と教育長の役割分担の中でスムーズな教育行政を進めてきた経緯があり、これらに関する問題や批判は先ほどの答えと同じように、特にありません。

新制度化においても、これまで同様なことで特に問題はないものというふうに私は考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 大変失礼しました。

2番目に私自身は入っていると思って質問をさせていただきましたけれども、今の御答弁しっかり受けとめさせていただきました。

いい面をですね、これまでやってきてスムーズにできた部分というものをそのまま踏襲していこうというお気持ちが伝わってくるわけですが、確かに非常勤であるということの難しさ、教育長は常勤であるけれども、他は非常勤であるということの難しさというのは、確かにあったのかなというふうに思うのですが、その辺はちゃんと報告してやってきたというお話でした。

責任の所在云々というのは、全国的に言われているわけですね。

この法律の根拠になっているのもそこなのだけれども、その責任の所在がはっきりしなかったというようなことについても、それは別海町の教育委員会としては当たらないというふうに私は受け取ったのですが、その点どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） もともと現行制度では、教育長の役割と教育委員長の役割と明確にうたっているわけで、委員会の代表するのは教育委員長であり、逆に教育長というのは、教育委員会の事務をつかさどる、要するに事務局長といった位置づけになっていますので、そういったことで役割分担が明確になった。

教育長は、その中では教育委員の1人であるということで、それぞれ役割分担の中で勉強しながら進めてきたという判断を私はしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 別海町の場合、言われているそういう法改定の根拠になっている部分というのは当てはまらないというふうな御答弁だったかなというふうに思うのですが、3番目の質問に入らせていただきたいと思いますが、私ここが一番肝心かなというふうに思っているの、ちょっと強調させていただきます。

教育委員会が現在直面するさまざまな教育課題に対して積極的役割を果たしていくことは、どんな場合でも必要なことです。どんな場合と言うのは、法が変わろうが変わるまいがですね、どんな場合でも必要なことだと思います。

そのためにも、教育委員会における自由で活発な討論、各委員並びに教育委員会としての旺盛な活動がなくてはならないと思います。

教育委員会の活性化について、所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えしたいと思います。

これまでも、教育委員会としての活動につきましては、教育委員会議のほかに教育委員会議にあわせた学習会の開催ですとか、教育委員の学校訪問、それから学校における研修ですとか公開事業への参加、あるいは独自の視察研修や社会教育の各種研修など積極的に委員として活動を行っているのが現状です。

新制度においても、これについては変わることなく、活発な教育委員会として進んでいくものと私は考えております。

また、今回の改正では首長が主宰する総合教育会議が設置されます。

首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について、協議、調整を行うこととなりますので、活発な協議のもとで教育施策の方向性を共有し、より一層教育行政の推進をすることができるものと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今まで変わらず、あるいはもっと積極的に教育の発展のために尽くしていくという御決意かなというふうに思います。

ぜひ、そういう点でさらに努力を続けていっていただければというふうに思います。

高校の問題を含めて本当に大きい課題が、たくさんありますのでね、ともに頑張りたいと思います。

4番目にいきます。

新法のもとでは、教育に関する町長の権限が強まるわけですね。

一方、行政からの独立が教育に担保されていなければならないというふうに私は思っています。

その点での、町長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、これまでもですね、健全な教育行政が行われるためにですね、教育委員会とは情報交換をしながら意向を尊重して、予算執行等を行ってきております。

今回の改革の一つでもあります総合教育会議、この設置については法的に協議、調整の場が位置づけられたことで、大変有意義なものと考えております。

総合教育会議では、教育委員会と主に3点について協議をすることとなりますが、まず1点目ですが、教育行政の大綱の策定について、それから2点目は教育を行うための諸条件整備など重点的に講ずべき施策について、また3点目は、児童、生徒等の生命、身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置について、これは協議、調整を行うこととなります。

改正後におきましても、教育行政の政治的中立性を確保するため、教育委員会は合議制の執行機関として現行法上の位置づけは維持され、これからも教育に関する事務の執行権限は引き続き教育委員会となります。

これまで同様、教育委員会の方針を尊重して、次代を担う子供たちのために協同して教育の向上に努めていく、そのような考え方でおりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 行政からの独立といいますか、公平性といいますか、そういうものを担保するというふうにおっしゃられたので、大変重要な見解の発表だったかなというふうに思いますので、ぜひ、その点を崩さずにやっていただきたいと思います。

戦前戦中に日本がたどった歴史の教訓からですね、導き出されたのが教育は権力から独立していなければならないというのは歴史の教訓だったと思います。

その歴史の誤りを繰り返さないためにも、教育委員会並びに町長の懸命な行政執行をよろしくお願ひしたいと思います。

その点を申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分休憩を挟みます。

午後 3時07分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

国民健康保険についてです。

国民健康保険について、2点についてお聞きします。

まず1点目として、平成27年度から財政共同安定化事業1円化が始まります。

別海町でも国民健康保険特別会計当初予算では、昨年より4億6,000万円多く計上され、その多くが財政共同安定化事業1円化によるものとお聞きしています。

このことが、国民健康保険税の値上げにつながるのか危惧されますが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

保険財政共同安定化事業は、これまでレセプト1件が30万円を超え80万円までの費用を対象としていました。

この対象金額が平成24年度の法改正により、平成27年度からは80万円までの全ての費用に拡大されます。

この事業は市町村の国保財政の安定化を図るため平成18年12月に創設され、各保険者からの拠出金を財源として、対象となる医療費の額に応じて交付と拠出が行われるものです。

交付金及び拠出金の額は、税率の見直し等に直接影響を及ぼすものではございませんが、制度創設時から拠出金が交付金を上回るという拠出超過が本町では続いていました。

しかし、平成27年度予算編成過程におきまして、制度改正に基づいて道から示された概算額では、交付金が拠出金を5,000万円ほど上回ると通知をされており、当初予算にもこの通知状況を反映しているところです。

このような状況から、保険財政共同化安定化事業の今回の制度改正が、現時点で国保税の税率の見直しに影響を及ぼすことにはならないというふうに判断をしております

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） そうですね、5,024万2,000円。

差額としていつもはマイナスなのですが、今回27年度は5,000万円が余分に返ってくるという数字が出てきています。別海町の会計としては。

それで、ちょっとほかのところを調べてみたのですが、この30万から80万ではなくて、1円以上のレセプトを全て計上していくということになると、今までマイナスであったところが、拠出金のほうが多かった自治体が、拠出金がたくさん返ってくるということになかなかならないシミュレーションが出てきています。

それを見てかなり不安になりました。

別海町では今まで、18年からこれまでですね、8年間の差額、拠出金のオーバーが国民健康保険では4億5,400万円出ました。

そして22年度に、これでは余りにも町として拠出金額が多過ぎて大変だということで

見直しが行われています。

そのときから、かなり金額は減ったのですけれども、減った金額でも4年間で1億3,400万円の拠出金オーバーとなっています。

こういうことから考えますと、国のほうで調整し、金額を出してくるということなのですけれども、この5,000万円もの金額が本当に返ってくるのかどうかということをお慮するのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

マイナスになるところがマイナスにならずに拠出金が返ってくるということについて。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおりですね、これまでは拠出金の額が交付金を上回っている状況がずっと続いておりまして、ただ全体としてはですね、高額医療費の共同事業の拠出金、交付金の関係から、この高額医療共同事業負担金ですね、額に対してですね、国と道からの負担金が交付されておりまして、平成23年度からはですね、共同事業と、それから高額医療と両方合わせた状況の中では、プラスの状況が続いているといった状態でございます。

それで、本当にそのとおりになるのかという御質問についてはですね、町のほうでも、この今回示されました交付金の額が5,000万円ほど上回るという算定根拠、算定方法ですね、何とか少しひもとけないかなと、確認のためにというふうに思ったのですけれども、今回の平成27年度のこの交付金と拠出金の道の試算につきましては、平成24年度の医療費の給付状況に応じてですね、計算された試算された額であるということで、全道の保険者がですね、支出をしている医療費にかかわる試算とされておりまして、なかなか町でですね、その裏づけまでをちょっと確認できるところまでは、まだいっておりませんが、これまでの数字としては、平成23年度拠出金が交付金を上回っている拠出超過、保険者は全道で102の保険者というふうになっておりましたけれども、今回改正後の道の試算につきましては、拠出超過保険者が94と。

逆に交付が超過している保険者が63になっているという状況では、どういうことかといいますと、ゼロから30万円までの保険給付が本町の場合はですね、比率として大きいということが、この計算結果に反映されてきているのかなというところぐらいまでしかですね、推計することができませんが、いずれにしましても、このままの額が担保されるかどうかという保証は確かにございませんけれども、執行していく中でですね、道のほうにもその辺の情報を得ながら、状況、推移を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ、そのようになってもらいたいと思うのですけれども、共同事業が開始になってから18年間で、別海町の国民健康保険の上限の限度額が18年間で21万上がりました。

昭和63年から平成17年ですね。21年間で18万円上がったのですけれども、保険財政共同安定化事業の創設ということになった平成18年からは、この9年間で19万上がっています。ほぼ半分の年で倍近く金額が上がったと。共同財政安定化事業を創設したことで、それだけ金額が上がったということになります。

これは本当に国民健康保険に入っている町民にとっては、大きな不安材料であると思えます。

このようにして、町の財政からたくさんお金を出していくことになるということになれ

ば、また、これではどうしようもないということで、町から道に、国に要請というのが上がって行くと思うのですけれども、こういう現状があるということは実際に、この保険財政共同安定化事業というのが、国民健康保険に入っている人間にとってはかなり危ない綱渡りのところであるのかなと思っています。

そして、このことについてですね、これをすることで、あわせてこの医療費の適正化に向けた取り組みや保険料の納付対策の推進ということの中で、保険料の賦課限度額の引き上げ、改善等一層推進し、財政基盤の強化を図るというようなことが載っています。

これは一般会計からの法定外繰り入れを解消させるためにも、こういうふうにして賦課限度額の引き上げが必要だというふうにして、国は思っているわけですね。

このことについては、どのように考えられますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと瀧川議員、これ、事前質問の欄に入っておりませんので、通告外の質問になりますので、多分答弁者もそのことの答えは用意できていないと思います。

でも何とか。ありますか。

福祉部長から手が上がりましたので、福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 確かに今、瀧川議員がおっしゃいましたとおりですね、平成18年度は、賦課限度額は62万円から、平成26年度では81万円とこういうことで、このように賦課限度額は上昇してきております。

その背景としてはですね、やはり一般会計からの基準外繰り入れを対処していくためにですね、限度額が上がるということは高額所得者、所得の大きい方には応分の負担をしていただきましょうと。

近年ですね、その代替措置といたしまして低所得者の方にはですね、軽減が図られるような改正をあわせて実施してきているというのが、国のとってきている方策であろうと思います。

本町の場合は、この限度額が上がってきているということにつきましても、その都度ですね、国の示す限度額改定、法の改正に合わせて、それに沿った措置をして続けてきているということが原因にあります。どう思いますかということですが、その国の考え方ですので、先ほど申しましたように負担をできる方には負担をできるだけしていただいて、そのかわり所得の低い方にはできるだけ軽減を推し進めていくという、この考え方そのものは間違っていないのかなというふうには思います。

いずれにいたしましても、平成30年度から全国ですね、都道府県への広域化ということも今、検討がされておりまして、具体的に平成30年度からという数字も出てきております。

その段階で、今回御質問の共同安定化事業等についてどういう制度、運営制度改正がされていくかというのは、これから推移を見ていかなければならないと思いますし、平成30年度ということですから、恐らく平成27、28年度ぐらいにはですね、その制度の方向性について具体的なものが示されてくるのではないかとこのように考えておりますので、その推移を見ながら対応していく必要があるのかなというふうには考えます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） はい。

国民健康保険税が全体的に値上げにつながらないようにということをお願いながら、二つ

目の質問に移ります。

住民、被保険者にとって一番大事なことは、支払える保険で安心して使える医療です。

どんどん上がってきた国民健康保険税がさらに生活を圧迫するようなことがあってはならないと考えます。

私たちがとらせていただいたアンケート結果から、支払い能力を超えている、支払っているがとても苦しいという声が60%を超える数字となって出てきました。

町独自として規則による減免の対象や範囲の拡大は考えておられるでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 私のほうからお答えいたします。

まず初めにですね、国民健康保険税の、ただいま福祉部長のほうからも少し説明がありましたけれども、低所得者への軽減制度ですとか、町の対応状況について若干説明させていただきます。

軽減制度として地方税法による均等割、平等割の7割軽減、それから5割軽減、2割軽減と、非自発的の失業者に対しては給与所得を100分の30として、国保税を算定する軽減等があります。

本町においても、これらの措置を講じているということでございます。

これらまたですね、平成26年度からは世帯の軽減判定所得基準の見直しにより、軽減対象者の拡大が図られたところでございます。

次に、納税が困難な場合の方への対応としてはですね、徴収猶予や分割納付、または十分な状況確認をした上で滞納処分の執行停止手続を経まして、不納欠損処分を行うということとしております。

また、税率改正の話も先ほどありましたが、本町の国保会計はここ数年は赤字での決算というふうになっておりまして、特に、中間層の方々の負担を考慮して、町独自の税率改正は平成23年度から行っていないという状況にあります。

そこで、御質問の国保税の減免についてですけれども、減免につきましては地方税法第717条で規定されております。

その内容は、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者とする者。

二つ目として、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者。

その三つ目としてですね、特別の事由がある者と、この場合に限り条例で定めるところにより、担税力の薄弱な者について、納税義務の一部または全部を消滅させることができるという規定でございます。

ですから、必ず条例で定めなければならないということになります。

法の趣旨に反し、独自に規則等でですね、減免するということは国から減免した額の補填は行われないことなど、国保財政に与える影響を考慮しますと、慎重に対応せざるを得ないという状況です。

今後の減免の内容や適用状況について調査研究し、減免の事由別、減免の範囲、減免割合など一定の基準を示す規則の制定や減免に関する事項の町民への周知方法について、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） はい。

減免規定はあるのですけれども、なかなかこれを利用している方は、ほとんどいらっ

しゃらないのではないかと認識しているのですけれども、私たちがとらせていただいたアンケートの中で、かなりのたくさんの方がお返事くださったのですけれども、国民健康保険税については72%の方が減免制度を知らないというふうにして回答されました。

広報べつかいには減免制度がありますから利用してくださいというようなことが記載してあるのは見たことがあるのですけれども、なかなかそれを周知徹底することができていないのだなというのを感じています。

今回爆弾低気圧があったとか、いろいろな、漁業者の方が不漁になったとか、そんなときにも周知したのだけれども、なかなか申請の方がいなかったというようなこともお聞きしたりしました。

ですので、減免制度を知っていても申請をしないという方もいらっしゃるのかもわからないのですけれど。

この申請の書類ですね、申請の書類というのもちょっと見たのですけれども、何枚かあってかなり煩雑で、これを書くのもちょっとためらうために申請しないという方もいらっしゃるのではないかという気がします。

この申請の書類というのを、もう少し簡素化することはできないのかどうかということをお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、ちょっとお尋ねします。

申請の手続、書類。書類の簡素化ですか。

総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 先ほどの答弁とちょっと重複する部分もあると思いますが、瀧川議員言われるとおりですね、なかなか制度そのものを知らない方もいるのではないかと、それから広報等で制度、そういう減免制度があるということを周知しているとしても、具体的な申請の方法等がきちんと町民の皆さんに伝わってないのではないかということについてはですね、御指摘のとおりかなと思います。

先ほども申し上げましたように、申請を上げていただいて、それから個々の事案について検討して結論を出すということに今の条例はなっているのですね、うちの場合ですね、それで、それではどういう場合であれば、どの程度の減免が受けられる可能性があるのかということが、なかなか町民の皆さんにはですね、伝わっていないといえますか、質問があったとしても、それに対して申請を上げてもらわないとちょっと判断できませんというような状況になっているというのも確かでございます。

先ほど申し上げましたように、減免の事由別、あるいは減免の範囲、それから減免の割合などについてですね、一定程度の基準を前もって定めておく必要があるのではないかと、そういうことで今、調査研究をして検討していきたいというふうに思っております。

今質問がありました申請書類につきましてもですね、その検討の中で一緒に調査研究させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） はい。

ありがとうございます。

それをお知らせいただくのを役所の言葉でいきますと、今回の条例とかいろいろな文章を見ていますと本当に難解でした。

ですので、見た方がわかりやすいような方法で周知していただければと思います。

以上で質問を終わります。

- 議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。  
これで一般質問を終わります。
- 

#### ◎休会の議決

- 議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

議案審査及び議案調査並びに委員会審査のため、3月9日から3月11日までの3日間、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から3月11日までの3日間、休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会宣言

- 議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、9日月曜日は各常任委員会が、10日、11日は予算審査特別委員会がそれぞれ午前10時から開催されますので、よろしく願いいたします。

それでは皆さん、御苦労さまでございました。

散会 午後 3時41分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員